

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 柳村 一

1 日時

令和2年7月2日(木)

午前10時0分開会、午後3時39分散会

(うち休憩 午前10時2分～午前10時15分、午後0時0分～午後1時1分、午後3時7分～午後3時20分、午後3時36分～午後3時38分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

柳村一委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、千葉秀幸委員、城内よしひこ委員、高橋穩至委員、千葉絢子委員、斉藤信委員、小西和子委員、上原康樹委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

鈴木担当書記、千葉担当書記、鈴木併任書記、中川併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 文化スポーツ部

石川文化スポーツ部長、佐藤副部長兼文化スポーツ企画室長、
木村オリンピック・パラリンピック推進室長、中村文化スポーツ企画室企画課長、
岡部文化振興課総括課長、佐藤文化振興課世界遺産課長、
山本スポーツ振興課総括課長、
高松特命参事兼オリンピック・パラリンピック推進室連携調整課長、
松崎オリンピック・パラリンピック推進室事業運営課長

(2) 教育委員会

佐藤教育長、佐藤教育局長兼教育企画室長、梅津教育次長、
山村参事兼教職員課総括課長、渡辺教育企画室教育企画推進監、
千葉教育企画室予算財務課長、新田教育企画室学校施設課長、
金野教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長
木村学校調整課首席指導主事兼総括課長、
中川学校教育課総括課長、小野寺学校教育課首席指導主事兼義務教育課長、
須川学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、
高橋学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長、

清川保健体育課首席指導主事兼総括課長、
藤原生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長

7 一般傍聴者

4名

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(議 案)

議案第7号 平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）展示製作の請負契約の締結に
関し議決を求めることについて

(2) 教育委員会関係審査

(議 案)

ア 議案第10号 岩手県立伊保内高等学校校舎改築（建築）工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについて

イ 議案第13号 財産の取得に関し議決を求めることについて

(請願陳情)

受理番号第19号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかる
ため、2021年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願

(3) その他

次回及び次々回の委員会運営について

9 議事の内容

○柳村一委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。

○斉藤信委員 動議を提案したいと思います。

議案第6号は義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案である。この条例案は、教育職員の正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理のための措置について定めるものである。本来なら、これは教育委員会マター、文教委員会で審議されるべきものだと私は考えますが、総務委員会付託になっております。教員の働き方改革ですから、恐らく総務委員会には、この議案について教育委員会から資料が出されると思うのです。ほとんど実質的な議論は総務委員会ではできないと思うので、ぜひ連合審査を行うように決議を上げていただきたい。

○柳村一委員長 ただいま斉藤委員から総務委員会との連合審査についての動議が提出されましたので、本動議を直ちに議題といたします。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 再開します。

お諮りいたします。岩手県議会会議規則第 65 号の規定に基づき、総務委員会との連合審査を開くことについて賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳村一委員長 起立少数であります。よって、総務委員会との連合審査を開く委員会発議をしないことと決定いたしました。

それでは初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第 7 号平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）展示製作の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○岡部文化振興課総括課長 議案第 7 号平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）展示製作の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 1）の 12 ページをお開き願います。平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）展示製作の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お手元に配付しております資料の 2 ページ、平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）展示製作の請負契約の概要により御説明申し上げます。業務名は平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）展示製作業務、実施場所は平泉町の柳之御所史跡公園内、契約金額は 6 億 7, 100 万円、請負者は株式会社丹青社であります。

業務概要は、ガイダンス施設における展示物を製作、設置するとともに、国指定の重要文化財の展示に適した展示環境を整備するものであります。

履行期限は、令和 3 年 8 月 31 日まで、今年度から令和 3 年度までの債務負担行為により行うものであります。下にありますのは、完成後のイメージ図となります。続きまして、3 ページに入札結果説明書、続きまして 4 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

○城内よしひこ委員 この落札をした会社は他にどのような仕事をされていたのか。また、今回の平泉の文化遺産ガイダンス施設に関連するような仕事の実績があったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○佐藤世界遺産課長 丹青社につきましては、過去には岩手県立博物館の展示設計なども実施したところがございます。最近では神戸市立博物館、それから石川県の歴史博物館等のリニューアル工事なども手がけたところがございます。

それから、平泉の文化遺産ガイダンス施設との関係について申し上げますと、この展示

にかかわります基本計画及び基本設計をこの会社が担当して行ったものでございます。

○千葉盛委員 この平泉の文化遺産ガイダンス施設が多くの方々を呼び込む施設になっていただければ幸いですけれども、今新型コロナウイルス感染症拡大が大変な状況であり、この施設をつくるに当たって、感染症の対策が何か工夫されていくのか、何か盛り込まれているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○佐藤世界遺産課長 これから平泉の文化遺産ガイダンス施設をつくるに当たっての新型コロナウイルス感染症対策でございますけれども、来訪者に対しましてサーモグラフィカメラや非接触型体温計でのチェック、出入口のアルコール消毒液等の設置などを検討しております。また三つの密を回避するための入場制限の実施なども想定しております。

○斉藤信委員 今施設の建設が始まっているところだと思いますけれども、これはいつ完成をするものかというのが一つ。

あともう一つ、この基本計画では、施設計画は2,100平米だったのが2,400平米になったと聞いていますが、その理由は何なのでしょう。

○佐藤世界遺産課長 平泉の文化遺産ガイダンス施設の完成時期でございますけれども、現在躯体の工事が順調に進んでおりまして、躯体につきましては令和3年5月の完成予定となっております。その後、展示の設営等を行い、令和3年8月末に終了する見込みでございますが、その後に重要文化財等を展示するにふさわしい館内環境の安定化を図りまして、展示物の設営等を行っていくことになっております。

それから、もう一つ、基本計画との面積の増加についてでございますけれども、それぞれ個別に基本計画の段階から実施設計の段階に進むに当たりまして、細かい部分で調整を図ったというところが一つございます。

それから、もう一つは、建築基準法上の面積の考え方、具体的に申し上げますと中2階の収蔵施設があるわけでございますが、それは平面的な面積ではないのですけれども、建築基準法上の面積にカウントされるとのことで、多少増加しております。

○斉藤信委員 私も改めて基本計画を読ませていただきましたけれども、裏表紙のところに、編集が丹青社になっているのです。この基本計画の作成にかかわって、そして入札はたった1者だけで、何か出来レースのように私は感じるのだけれども、設計額はどのようなレベルで、どう設定されたのでしょうか。

○佐藤世界遺産課長 設計額のレベルでございますけれども、設計金額につきましては展示の実実施設計に基づきまして、展示に関する見積書等を徴取しまして、それを基に設計額を算定しております。

○斉藤信委員 見積書を徴取したとは、丹青社から徴取したのですか。何者か徴取したのですか。

○佐藤世界遺産課長 2者から見積もりを徴取しています。

○斉藤信委員 2者から徴取したけれども、入札参加は丹青社の1者だけだったと、そしてこの丹青社は基本計画の作成からかかわっていたと。公平な入札の観点から見たら、こ

れで公平な入札になるのかという疑問があります。改めて聞きますが、この見積書を2者から徴取して、設計額を決めたメンバーはどういうメンバーですか。

○佐藤世界遺産課長 設計金額につきましては、文化スポーツ部で算定いたしました。

○斉藤信委員 設計金額は文化振興課で設定したのですか。それは、世界遺産課長が責任者になりますか、それとも複数のメンバーですか。

○佐藤世界遺産課長 設計額でございますので、通常の手続にのっとりまして設計額を定めたところでございます。

○斉藤信委員 建物の施設、展示の施設ですから、これは私はかなり専門的なものだと思いますよ、見積もりを徴取するにしても。普通そうでしょう。大体県庁と外の専門家、ある意味、第三者が設計金額は設定すべきものじゃないのですか。私は極めてそこが不明瞭だと思います。丹青社は計画からかかわっていて、そしてそこから聞いた見積もりですよ。それが妥当かどうかは第三者の、いわゆる専門家が算定をしないと公平な設計額にならないのではないか、丹青社の言い値でやってしまうのではないかと思いますけれども、そういう第三者による設計額の設定ではなかったということですね。これは世界遺産課長が責任を持って行ったことになるのですか。

○佐藤世界遺産課長 設計額につきましては、先ほど申し上げたことの繰り返しになって恐縮でございますが、2者から見積もりを徴取しまして、通常の手続により定めております。

○斉藤信委員 通常の何で決めたと言いましたか。私が言っているのは、第三者である専門家によって、そういう見積もりが妥当なのかどうかを評価できる人がいなかったら、設計額を設定できないでしょう。私は事務ではできないと思いますよ、行政のメンバーでは。普通そうではないですか。そういう手続はなかったと、見積もりを取っただけで設計額を設定したことになるのですか。

○佐藤世界遺産課長 設計額について、見積もりを徴取したことは申し上げたとおりでございますが、例えば他館等の実績などについても調査しながら算定しております。

○斉藤信委員 専門家、技術者がいればまだしも、契約金額は6億7,000万円余ですよ。計画に事業者がかかわって、そこから見積もりを取って設計額を決めたとなったら、もう筒抜け、言い値ではないですか。そうではないという担保として、きちんと第三者のメンバーによる設計額の設定をするべきではなかったかと思います。これは部長に聞きましょう。入札の過程からいけば、私は極めて不明瞭だと思うけれども、いかがですか。

○石川文化スポーツ部長 今回の入札につきましては2者から見積もりを取ったということですし、それから入札の参加資格者はその2者でございました。こういったことから事務的に適正に行われたものと思っています。

○斉藤信委員 私の質問に答えていないです。6億7,000万円の請負契約に当たって、設計額がの設定が内部でやる程度でよかったのかと、私は聞いているのです。特に行政と丹青社は一体なのですから。基本計画をつかった、そういうときに見積もりも聞いていると。

私はそれだけに、入札する際の設計額は、きちんと第三者によって算定されなかったら、本当にこれは丹青社の言い値になってしまうと思います。それしか考えられないではないですか。落札率 97%ですよ。残念ながら、まともな答弁がなかった。これは、もう結果論になりますけれども、深くかかわった業者が入札に参加するときは、やっぱりきちんと公平性が担保される入札手続でなければならないと、私は厳しく指摘しておきます。

それで、内容の中身、業務概要の中に展示物の製作とあるのです。展示物の製作とはどういう意味ですか。

○佐藤世界遺産課長 展示物の製作業務でございますけれども、脆弱な展示品のレプリカを作製しましたり、柳之御所遺跡の大型模型などを作製しましたり、それからパネル等の作製を行いましたり、そうしたものを展示物の製作と呼んでおります。

○斉藤信委員 基本計画を見ますと、このガイダンス施設は、平泉の価値を広く世界中に伝え、人類共通の財産として後世に継承するための拠点施設ということです。そして、五つの方針が示されているわけです。世界遺産平泉、これを国内外に広げていく、そして研究の拠点でもあると。私は大変重要な施設だと思います。

その点で、そういう役割を発揮するために、最終的にはしっかりした運営の体制が必要だと思います。基本計画には運営の構図はあるのだけれども、体制についてははっきり書いてないのです。学芸部門、事務管理部門、運営調整部門、こういうのがあって、これを県が直営するのか、もしくは、一部または全部を指定管理者に指定すると、こういう選択肢は書いているのだけれども、どういう規模の人員、研究体制を今考えているのか、この点はどうなっていますか。

○佐藤世界遺産課長 現在考えている人員及び研究体制についてでございますけれども、人員につきましては、まさに今、この施設の機能を十分に発揮するための事業計画を精査しているところでございまして、それに必要な人員の算定作業を進めております。他施設、他県の例なども十分に参考にしながら検討してまいりたいと思っております。

研究体制につきましては、現在実施しております柳之御所遺跡の発掘調査等をさらに充実し、国立大学法人岩手大学ほか関連する研究機関等との連携を図りながら、体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 今事業計画、それにかかわって人員体制を検討中だと。事業計画は、いつまでに定めるのですか。来年の夏には完成するのですから、移行期もあるでしょう、準備期間もあるでしょうからやっぱり一定の体制が必要だと思いますが、見通しを示してください。

○佐藤世界遺産課長 人員体制の詳細についての検討期間でございますけれども、現在の検討をさらに進めまして、年度末までには明らかにする必要があると考えております。

○斉藤信委員 これで最後にしますけれども、人員体制でやはり中核になるのは学芸部門だと思います。だから、今回は展示の委託ですけれども、中長期を考えれば、企画力、企画展示、これがやっぱり勝負になるのです。その中心は学芸部門に思いますが、今

県庁内にどれだけここにかかわる人材がいるのか、新たにそういう人材を採用することが必要になってくるのか、そのことを示していただきたい。

○佐藤世界遺産課長 平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）の学芸部門を担う専門人材についてのお尋ねでございますけれども、現在文化スポーツ部世界遺産担当には2名の文化財等の専門的な職員がおります。同様に、教育委員会生涯学習文化財課柳之御所担当には4名の専門職員がおりまして、柳之御所等の事務に当たっております。

○斉藤信委員 だから、文化スポーツ部には2名、教育委員会には4名、専門職がいるのですね。基本的にはそういうところですよ。県庁に誰もいなくなっているのかということもありますから、全てがこのガイダンス施設に配置とはならないと思うけれども、私はそういう学芸部門、調査研究部門の設定は、世界遺産ですから本当に中核になると思うので、しっかり事業計画とあわせてやっていただきたい。そして、そういう学芸部門が中心となることを考えたら、指定管理者の委託は難しいのではないかと感じます。入札経過に極めて不明瞭な問題ありますけれども、重要な施設でありますので、最終的には賛成しますが、そのことを述べて質問を終わりたいと思います。

○伊藤勢至委員 ここまでくれば賛成をいたしますが、参考までに気になることを伺いたいわけですが、現在コロナ禍によって観光が非常に大変な状況になっています。コロナ禍、これが終息をして、本来の観光の姿に戻った際、ここだけが平泉の目玉ではないわけで、非常に範囲が広いわけですよ。そうすると、大勢のお客様がいらっしゃるかもしれない。そういったときに、館内全体のキャパシティーとしては、大型バスで何台分ぐらいのお客様を受け入れられるのでしょうか。大型バス、仮に2台来れば100人ですよ。こういった場合に、プランを組む大概の人たちは、幾ら平泉が世界遺産といっても、1カ所当たり、せいぜい30分か40分なのです。そうすると、問題はトイレだと思います。男性はともかく、特に観光客は女性が半数以上を占めていますので、女性用トイレの数が少ないとなると、観覧時間を30分、40分しか取れない中でさばき切れなくなり、旅行企画会社はそのコースを外します。したがって、逆の考えからいかななくてはならないといったとき、便器の数が大体どうなっているのか、確認のためにお聞きします。

○佐藤世界遺産課長 この施設の収容人員といいますか、キャパシティーでございますけれども、学校教育に換算した場合でございますが、1クラス40名が3クラス同時に館内で観覧できるように設計しております。

続きまして、トイレの数でございますけれども、この施設では女性用は6個、男性用は小が4個で、大が2個のトイレの個数でございます。なお、この施設に隣接しまして道の駅平泉がございますので、そうしたことも踏まえましてトイレについては十分だと考えております。

○伊藤勢至委員 これからはトイレで人を呼ぶ。文化の中身ではなかなか来る人はいない。けれども、トイレで、特に女性をターゲットにした場合は、岩手県で一番立派なトイレがここにあるよ、洗面、化粧台、化粧ルームもあるよと、そういうトイレをつくらなければ

これからは受け入れられないと思います。今後の参考にしていただきたい。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 新型コロナウイルス感染症対策で、国の二次補正予算では文化芸術関係の支援策として 580 億円が盛り込まれました。この支援策の内容と支援のスピードはどうなっているか示してください。

○岡部文化振興課総括課長 国の二次補正予算の文化芸術関係の支援策の内容とスキームについてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとします活動の継続に向けた取り組み等に必要な経費の支援として、三つございます。

一つ目、フリーランスの実演家等に向けましては、簡易な手続、審査により 20 万円を限度とする活動費を、さらに積極的な取り組みを行う場合は 150 万円を限度に支援することとされております。

二つ目、小規模な文化芸術団体に向けましては、動画による公演収録、配信などの活動費に対して 150 万円を限度に支援することとされております。

三つ目、中大規模な文化芸術団体等に向けましては、新たな市場開拓等への取り組みとして、舞台裏ツアーや役者との交流などの体験コンテンツ開発等のために行う 150 万円から 2,500 万円程度の事業に対する支援を行うことが予定されております。

これら国の支援制度につきまして、今後募集要項等も示されることとなっておりますことから、積極的に情報収集を行いまして、文化芸術団体や関係団体、関係機関に周知を図り、その活用を促進してまいりたいと考えております。

また、県といたしましては、国の第一次補正予算を活用しまして、4月に議決いただきました文化施設の新型コロナウイルス感染症防止対策としてサーモグラフィー等の整備を行ってきております。今後も現場のニーズを踏まえながら、地域住民の文化芸術活動の取り組みに対しまして、この二次補正予算の効果的な活用を図りながら支援を行っていきたいと考えております。

○**齊藤信委員** 国が第二次補正で 580 億円の文化芸術団体、個人に対する支援策をやっと示したと。ドイツでは、文化芸術は私たちが生きるために必要なのだと直ちに必要な支援策を実行し、文化の違いを感じたとドイツに行っている日本人の芸術家が話をしているわけです。

それで、遅まきながら 580 億円の補正予算が出されて、今三つの支援策の内容が示されました。6月の県の補正予算にこれはないのです。なぜかと調べたら、国は県を通さないと。国の補正予算の執行について、恐らく委託事業者に委託して、そこから直接行うという、悪いパターンだと思うのです。何でも委託してしまって、そういうパターンで、県を通らないという問題があります。県内にどれだけ今度の補正予算の対象になる団体、個人があるのか、そういう方々の実態はどうなっているか、これは県がしっかり把握して、こういう方々が必要な支援を受けられる支援、援助を強めるべきだと私は思いますが、文化芸術団体、個人の実態を県はどのように把握しているのでしょうか。あわせて、今回の新型コロナウイルス感染症にかかわる深刻な影響の実態をどのように把握しているのでしょうか。

○**岡部文化振興課総括課長** 先ほど御説明しました国の事業の対象でございますが、個人ですとか社団法人、財団法人、任意団体、NPO、営利法人まで幅広く活用できるものがございます。個人の対象者につきましては、国でいろいろデータ等を収集しておる中で、国勢調査をもとに、国では数字を上げております。平成 27 年の国勢調査をもとに試算いたしますと、県内で芸術関連職業に就かれています方は 1,700 人程度とお聞きしております。

それから、関係団体からの要望等についての把握でございますが、これまでも直接文化芸術団体等、あるいはNPO等にヒアリングを行いまして、実態の把握に努めてきております。文化芸術関係者からは主に 3 点ほど共通して言われております。1 点目は、文化芸術の発表の機会が自粛などもございまして失われていることと、あとは二つ目としましては、文化施設でのイベントの制限がございまして、収容率が 50%以内と今制限されているところとございまして、イベントを開催しても採算が厳しい状況であるとお聞きしております。さらに高齢者への影響も大きく、文化施設ではもう既に新型コロナウイルス感染症対策を図っておりますけれども、三密が怖くて、文化施設等を使つての練習にちゅうちょしている声を聞いております。

○**齊藤信委員** 今の答弁で、文化芸術にかかわる方々は県内で 1,700 人、大変な規模だと私は受け止めました。個人をどれだけ特定されて把握されているかは不明瞭なのですけれども、フリーランスという人たちは、ある意味やっぱり孤立しているのですよね、どこかの団体に入っているわけでもないのです。だから、そういう意味では、こういう方々のネットワークをしっかりとつくと県が直接支援するというスキームではないのだけれども、どの取り組みでも、国の支援策は全部オンラインで、事前審査とか面倒なのです。だから、そういう全ての対象者がこういう国の支援策を受けられるように、支援、援助を県が独自に取り組んでいく必要があるのではないか、必要なら県独自の予算も組んでやっていく必要があるのではないかと思えます。

岩手県は文化芸術を大事にしているということで、これまで、東日本大震災津波のときにも郷土芸能などをとても重視して、私は岩手県らしい復興に取り組んできたと思います。新型コロナウイルス感染症拡大で、東日本大震災津波以上に、文化芸術団体は全県的に影響を受けているので、そういう実態をしっかり把握して、文化芸術を新型コロナウイルス感染症拡大のさまざまな影響から守り抜く、支援を強化する、そういうメッセージをしっかり示す必要があるのではないか、そして県のホームページにもそういうことを打ち出す必要があるのではないかと思いますし、そして今後の支援についてどう考えているか、部長にお伺いします。

○石川文化スポーツ部長 この新型コロナウイルス感染症対策について、どう向き合っていくのかという御質問でございます。コロナ禍で、今課長からお話ししましたように、発表の機会が失われているとか、あるいは施設を使いづらいつつとか、感染が怖いというお話も出ております。こういった時期こそ、やはり文化の力というものは元気を与えると考えておきまして、我々にできるのは発表の機会をつくっていくことだろうと思っております。毎年10月に岩手芸術祭を開いております。そのときの状況によってまた考えなければいけないかもしれませんが、適切な感染症対策を行った上で岩手芸術祭、あるいはアール・ブリュット巡回展、こういったものをしっかりやっつけていこうと思っております。それに向けて、県内の文化芸術に携わる方々が練習、修練をしていく機会を設けていきたいと考えています。

我々もさまざまな形で、NPO、直接私もお邪魔してお話を聞いてまいりましたし、それから県内におります文化芸術コーディネーター、あるいは各振興局におります文化スポーツ担当部長等々を通して情報を収集しておりますけれども、先ほどお話がありましたように、文化芸術関係者、裾野が広がるございますので、そういった方々の声をいかにして広く集めるのかといった仕組みづくりは今後また検討してまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 岩手は文化、芸能が豊かだし、盛岡などは演劇のまちとも言われているのです。そういう本当に我々が大切にしてきた文化芸術がありますので、県がしっかり文化芸術を守る、ポストコロナ社会でますます岩手の文化芸術が輝くという展望を示して取り組んでいただきたい。

最後の質問ですけれども、私、県文化振興事業団の理事長と県民会館の館長から県民会館の状況をお聞きをしてまいりました。この間の企画は延期になったものもありますけれどもほとんど中止だとのことでした。岩手ジャズフェスティバルとか、宝塚歌劇の月組の全国ツアー盛岡公演、これらは県民会館の自主企画ですけれども中止になってしまった。大変残念であります。

あわせて、自主企画もそうなのだけれども、それぞれの団体が県民会館の大ホールを活用してやるイベントが一番収入が大きいわけです。これも軒並み中止なのです。新型コロナウイルス感染症の問題があるし、今例えば2,000名の大ホールで1,000名までは入れるよといっても、大きなイベントの場合は1,000人では採算が取れないとのことでした。大変な状況で、会館の使用料は、昨年9,700万円、約1億円なのです。今回それがほとんど

見込めない。約1億円近い減収になると、こういう話も聞いてまいりました。

今部長が言ったように、さまざまなイベントが再開されるように私たちは願っていますが、まだまだスペースの2分の1という限定がある中で、かなり限られる。大きいイベントほど2分の1では採算が取れないこともあるようですので、県民会館のこうした状況や減収の状況に県はどう対応するのか、これを最後に聞いて終わりたい。

○岡部文化振興課総括課長 県民会館の減収等への対応についてでございますけれども、国から事務連絡が発出されており、指定管理者が管理する公の施設における減収等について、地方公共団体と指定管理者との間で締結した協定に基づき適切に対応すべきとされており、県民会館につきましては、基本協定書の中にリスク分担がございます。自然災害等の不可抗力による管理運営業務の変更、中止、延期等は県と指定管理者の協議事項とされており、こうした通知、協定書等に基づきまして、全庁的な課題でもありますことから、全庁的な対応状況も踏まえながら、今後指定管理者と丁寧に協議を重ねながら適切に対応したいと考えております。

○斉藤信委員 適切に対応してほしいのですが、例えば県民会館にしても、盛岡劇場にしても、舞台のメンテナンスを委託していて、これは、基本的には年間契約なのです。それでもメンテナンスをずっとしているわけにいかないで、何か月間は休みになると、私は盛岡劇場のメンテナンスを受けているアクト・ディヴァイスの方にも聞きました。年間契約で一定の保証はあるのだけれども、それでも3割減収とのこと。3割では持続化給付金の対象にはならないわけです。だから、関係する団体、県民会館を支えている団体、これらも文化芸術団体の一部だと思うので、そういうところもしっかり見て対応していただきたい。一言お願いします。

○城内よしひこ委員 頑張りますと言えばいいのだよ。

○岡部文化振興課総括課長 ありがとうございます。今斉藤委員からお話があったとおり、芸術文化を支えている団体に対しても、きめ細かに丁寧に対応して、本県の文化芸術を盛り上げてまいりたいと思います。

○千葉絢子委員 通告をしておりますでしたが、ただいまの質疑を聞いておまして、減収分をどうするかという話題になりました。実は、東京にある東京国立博物館とか国立西洋美術館では、イベントの入館料の収入だけではなくて、休館時間というか、開いていない時間帯に、文化芸術に位置づけられている映画とかテレビなどの撮影を積極的に受け入れて、少しでも収入につなげているという例があります。テレビドラマの半沢直樹での本店の映像も、あそこはトーハクの入り口でございますし、県立美術館、それから県立博物館、さらには県民会館なども、盛岡を舞台にした映画の撮影も近年ちょくちょくありますので、ぜひそういった撮影にも積極的に対応し、新たにそこから減収分をもうけていく、補っていく仕組みも必要なのではないかと思えます。

斉藤委員が例に出されたドイツでは、プロフェッショナルとアマチュアの芸術家に対してかなり厳しく線引きをしています。国家演奏家の資格を持っている人を対象に支援をす

るとか、アマもプロチュアも押しなべて援助するという日本とはまた違う支援のあり方をしているわけですが、そういう方には安く開放したりとか、岩手の文化芸術を振興していく上でも、アマとプロチュアを同じようにはできないように私は思っております。どのようにすれば文化芸術の振興と、施設の減収に対応できるのか、他県、他国の例などもいろいろ見ながら研究をしていただいて、少しでも減収分の補填につなげていっていただく努力をしてはどうかと思いますが、施設を開放する、積極的に文化財をみんなで使い合う、そしてそこにきちんと使用料を設けるといったことはどのようなものでしょうか。

○岡部文化振興課総括課長 県民会館の大ホール、中ホールにおきまして、イベントの中止、延期の状況が今もまだ続いており、やはりこのままではいけないので、工夫をしようと考えておるところです。今もって詳細にはお話しできませんが、各部局とも協議しながら、県民会館を使っていただく工夫をしていきたいと考えております。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。文化スポーツ部の皆さんは退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第10号岩手県立伊保内高等学校校舎改築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○新田学校施設課長 議案第10号岩手県立伊保内高等学校校舎改築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その1）の15ページをお開き願います。あわせて、お手元に配付しております資料をごらん願います。1、工事名は岩手県立伊保内高等学校校舎改築（建築）工事。2、工事場所は九戸郡九戸村大字伊保内地内。3、設計金額は6億8,002万円。4、契約金額は6億3,085万円であり、請負率は92.76%。5、請負者は株式会社田中建設であります。

工事概要について、県立伊保内高等学校は校舎の耐震性が低く、老朽化に伴う機能の劣化が著しいことから、同校校地内に改築しようとするものであります。

工期は360日間で、令和2年度から3年度までの2年間で行う予定であります。

また、資料3ページに入札結果説明書、4ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

なお、今回の伊保内高校の校舎改築工事によって、県立学校の耐震化率は100%となるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 耐震化率が100%になったそうで、大変喜ばしいことであります。

そこで、お伺いしたいのですが、今般この入札は低入札での落札ですが、この低入札の

落札は工期に影響しないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○**新田学校施設課長** 今回低入札価格調査に基づく調査案件となっておりますけれども、工期に影響はないと考えております。

○**城内よしこ委員** あわせてお伺いしたいのですけれども、今学校施設には冷房設備が入っているわけですが、この後の議案にもプロジェクターとか、最新装備についての案件が出ていますけれども、この伊保内高校にも冷房設備がつくのかどうか、お伺いしたいと思います。

○**新田学校施設課長** 今回の伊保内高校の校舎改築工事では、保健室と夏季課外学習室があります視聴覚室へのエアコン設置を予定しておりますが、今後単独で普通教室等へのエアコン設置工事を行うよりも、今回の改築工事にあわせて工事を行うほうが費用的にも、また学校現場の負担感的にも少なく済むと考えられることから、あわせて整備する方向で検討したいと考えております。

○**城内よしこ委員** すばらしい。やっぱりこういう先取りをするぐらいの仕事をしてほしいなと思います。他の部局にも、新型コロナウイルス感染症対策で少し前のめりな仕事をしてもらえるように皆さんの思いを伝えたいと思います。ありがとうございます。終わります。

○**斉藤信委員** 今度の伊保内高校の校舎改築、これは木造2階建てで新校舎が建設をされるということで、私は大変すばらしいと思います。それは、今伊保内高校は1学級なのです。今年の入学者26人ですか、なかなか厳しい状況なのだけれども、新しく出された県立高等学校再編計画案でこうなっているのです。後期計画期間中において一定の入学者のいる1学級校を維持しますと、こういう形で後期計画は1学級規模でも地域に必要な高校は維持するという新しい方向を打ち出したということで、それを踏まえたというか、それと合致する新しい校舎の建設ではないのかと思います。それで、なぜ木造校舎にしたのか伺います。

もう一つは、1学級規模で、これは恐らく建築すれば数十年単位で校舎はもつと思いますから、一定期間、中長期でこの学校を存続させることも大事な課題になってくるのではないかと、その対策も必要になってくるのではないかとと思いますが、その点はいかがでしょう。

○**新田学校施設課長** 木造にしたことをございますけれども、岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画という林業振興課で策定したものがあり、ここにおいて、2階建て以下で延べ床面積3,000平米以下のものは木造とすることにしておりまして、伊保内高校の場合、今回の改築する部分は延べ床面積が1,674平方メートルとなりますので、この行動計画に従って木造と考えております。

○**木村学校調整課総括課長** 県立高等学校再編の後期計画におきましては、議員御指摘のとおり、計画的な統合は予定しておりませんが、1学級校において入学者数が2年連続して20人以下となった場合には、原則として翌年度から募集停止とし、統合すると示

しております。一方、県教育委員会では今年度から、こうした小規模校の魅力化に向けた高校の魅力化促進事業を立ち上げたところです。その事業は、小規模校が地域と連携し、魅力ある学校づくりに取り組むことで、岩手の産業や地域を支える人材を育成するとともに、小中学生の地元高校への理解と進学意識の醸成を図ることを目的としております。この事業の取り組み等を通し、その結果として入学者の増加につながることを期待しております。

○**斉藤信委員** 県の公共施設で木造を活用するといった行動計画に基づいてとのことであり
ます。

あわせて、県立高校再編の後期計画の方針、そして今年度新たに魅力化促進事業に取り
組まれているということですね。これには、地元の努力が本当に決定的に重要だと思うけ
れども、県がそういう地元の努力を応援する魅力化促進事業に取り組んでいることは、私
は評価をしたい。6億3,000万円をかけて立派な校舎を造るわけで、今1学級規模であり
ますから、これを子供たちにとっても、地域にとっても、一定の長期にわたって活用でき
るような、高校を存続させる取り組みが必要だと思います。県立高校再編の後期計画案の
中には、ICTの活用だとか、あとは進学、就職支援の取り組みだとかも書かれています。
そういう点はどうなっているのか。具体的な支援の中身について示してください。

○**須川高校教育課長** 今お話のありました高校の魅力化促進事業の支援、取り組みについ
てですが、先ほどもありましたように、高校生の地域理解の学習活動というものがありま
して、市町村や観光協会等と連携した地域の歴史や文化、観光資源を理解する講座や地域
の課題を知り、解決策を考えることで住みよいまちづくりに参画する探究活動を実施する
活動です。その活動に対しての支援を県教育委員会として、指導主事の学校訪問等を通し
て支援しているところです。

また、今普通高校についてお話したわけですがけれども、小規模校の中に専門高校もご
ざいますので、専門高校においては、より地元の産業界と連携した地域の産業を理解する
講座とか、地域が誇る地域資源の活用する学習活動を実施する予定で、その仕組みを考え
ております。

○**斉藤信委員** それで、先ほどエアコンの設置については改築とあわせて取り組むという
前向きな回答もありましたし、今校舎改築をやられています福岡工業高校も恐らく同じだ
と思います。それで、新築、改築の場合はそうなのだけれども、しかしそれだけでいいの
か、猛暑が続くし、ましてや当面はマスク着用で授業を受けなくてはならない。私は後で
聞こうと思っていたのだけれども、やっぱり新しい生活様式と子供たちの健康、熱中症対
策は大変大事になってくると思うので、たしか今年は県立高校全体にエアコン設置のため
の設計について予算化されていたと思いますけれども、それを踏まえて、どういうスパン
でエアコンの設置が検討されるのか、今示せる範囲で示してください。

○**新田学校施設課長** 高校におけるエアコンの設置についてでございますけれども、先ほ
ど御説明しましたとおり、保健室と夏季課外学習室におきましては、昨年度、県の単独予

算によりまして整備を進めてきており、この夏から全ての学校で稼働予定であります。また、普通教室等への設置につきましては、令和2年度当初予算で設計費を措置しているところであり、令和3年度以降、計画的に整備を進めていきたいと考えております。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○渡辺教育企画推進監 それでは、議案第13号財産の取得に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その1）の18ページをお開き願います。あわせて、お手元に配付してあります資料をごらんいただきたいと思っております。この議案でございますが、財産の取得に関しまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2の取得する目的でございますが、県立学校における学習指導の用に供するためであり、3の取得する財産は、県立学校等20校に整備するプロジェクター及び投写兼用黒板一式、数量の内訳としてはプロジェクターが258台、投写兼用黒板が238枚となっております、取得予定価格は1億716万2,000円となっております。

4の契約方法等でございますが、一般競争入札により納入期限を令和3年3月12日までとして、株式会社リードコナンから取得しようとするものでございます。その取得方法は買い入れであります。

6の取得する理由につきましては、コンピューターや電子黒板等を活用した学習指導など、学びの形が大きく変化をしております、生徒一人一人の習熟度に対応した学習指導等を円滑に行うためには、ICT機器の整備が急務でありますことから、県立学校等20校にプロジェクター及び投写兼用黒板を整備しようとするものでございます。

なお、資料2ページ目に取得する財産の仕様と、あと配置する予定の学校、3ページ目に入札結果説明書、4ページに入札経緯書を添付しておりますが、詳細の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 残りの学校の設置する計画、予定はあるのか、今後の考え方をお伺いしたいと思います。

○渡辺教育企画推進監 今回は20校の設置を考えておりまして、その選定は、資料の2ページ目に整備予定校の一覧がございますが、1から12までの県立学校につきましては、国のSSH（スーパーサイエンスハイスクール）、あるいは県のSSHの指定校となっております。また13、14については国の地域との協同による高等学校教育改革推進事業の指定校等となっております。また、15番以降は遠隔教育の実施校で、取りあえずは今回20校で選定したところがございますが、他の学校につきましては、これらの学校における活用状況等を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 活用状況を見てとは、続けて来年とはという計画ではないのでしょうか。

○渡辺教育企画推進監 現時点では、順次整備していくという計画はございません。

○城内よしひこ委員 教育の機会均等ではないですけれども、計画はやはりつくって、高校のそういった環境は充実していかないといけないのではないかと思います。遠隔地であっても、そういう勉強がひとしくできる環境を我々は提供しなければならない立場だと思いますし、地域の学校を応援する意味でも、そういう計画を持ち合わせていないのは、いささか問題があるのではないかと思います。再度お伺いしたいと思います。

○渡辺教育企画推進監 県教育委員会といたしましても、こういったICT機器の整備につきましては、やはり順次整備していく必要があると認識しております。現時点での計画はないのですが、今回の整備の成果あるいは活用状況を見ながら、できる限り今後の整備について検討してまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 成果が出てからでは、私は大変ハンディーが出てしまうのではないかと思います。教育長、その辺の判断はどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○佐藤教育長 大変心強い応援のお言葉をいただきましてありがとうございます。私も、本来は全学校に整備をしていきたい考えを持っておりまして、それについては総務部ともいろいろと協議を進めてきております。基本的には計画的に全体をやっていきけるような予算要求もしましたけれども、令和2年度の当初予算においては、SSHであるとか、あるいは遠隔教育を今実際に実施している学校にまずは導入して、その成果等を見極めていきましょう、状況を見極めながら協議、検討していきましょうとなりました。

そういった意味で、早期に導入をして、早くその成果を見ていきたいので、当初予算で議決をいただき、6月定例議会に提案させていただいたところがございます。そして早期に整備をし、その成果についても早く示して、残る学校についても整備を進めていきたいと思っております。

○千葉秀幸委員 先ほどの城内委員とかぶったので1点だけ、導入時期だけお示しいただ

きたいと思います。

○**渡辺教育企画推進監** 今回の財産につきましては、契約自体の仮契約は済ませておりまして、財産取得議案について議決がなされれば、その後すぐに着手をいたしまして、7月以降、今月ですが、すぐにでも着手をいたしまして、秋、11月ごろまでには整備をしたいと考えております。

○**斉藤信委員** これ入札結果なのですけれども、予定価格に対して落札率は何%になりますか。

○**渡辺教育企画推進監** 落札率としては75%程度になっております。

○**斉藤信委員** 大変落札率が低いですね。これは、さっきの議案だと、建物でしたけれども、92%で低入札にかかったと。今回は75%、かなり低い。こういう財産の取得の場合には、その低入札価格とかの設定はないのですか。幾らでも安ければそれでよいと、安いので決まっちゃうのですか。

○**千葉予算財務課長** 低入札価格調査制度は建築工事等に適用されている制度でございます。

○**斉藤信委員** 制度としてはそうかもしれないけれども、予定価格が適正であるのなら、75%とは、採算が取れないような低価格なのではないかと思えます。そういう点で、何でこれだけ低い価格で落札が可能になったのか、その理由は何ですか。

○**渡辺教育企画推進監** 一般競争入札で行っておりますので当方でもはっきりとした理由を分析しているわけではございません。ただ、今回は備品の購入でございますので、そのほか、取り付け工事とかもございしますが、備品を購入して、そのまま取り付けるものですので。あとは、予定価格につきましても、業者の参考見積もりを基に割引率の妥当性を判断して算定しましたので、適正に設定したものと考えております。

参考までにメーカー単価が、プロジェクターは37万5,000円ですが、今回の落札は大体26万円、はっきりこの金額ではないのですが、逆算をして業者から聞くと26万5,000円、あと投写兼用黒板はメーカー単価が21万円のところが8万3,000円ぐらいで入ってきているところでございます。あとは取り付け工事とかもございしますが、そういった状況でございます。

○**斉藤信委員** 一般的には安いにこしたことはないのだけれども、私は75%の予定価格が適切であれば、やっぱり低過ぎる。ちょっと不安の残る入札結果ではないのかという感じがあります。

それと次に、今回購入するのはプロジェクターと投写兼用黒板なのですけれども、これはどう活用されるか、どういう教育効果が発揮されるものなのか。

○**渡辺教育企画推進監** 今回導入いたしますプロジェクターには電子黒板機能分もついておりまして、単なるプロジェクターではなくて、プロジェクターにセンサーがついており、黒板に投写されたものをタッチペンのようなもので触ると、そこにも電子で書けるという機能もございます。そういうことで、板書やノートの記入時間を削減して説明や対話の時

間をふやすことが期待されまして、これによって対話的な学び、あるいは深い学びを実現する効果を期待しております。

○**斉藤信委員** 今度の新型コロナウイルス感染症拡大で、ICT教育とかオンライン授業とかが、諸外国と比べて日本は大変おくられていることが明らかになりました。それらが浮き彫りになって、年度中に、小中学校の場合は1人1台パソコンの整備が行われるのでしようけれども、このためには、ICTを活用できるようになるための研修を行ったり、人材的には、ICT支援員のような専門職がいて、先生方をしっかりフォローできるようにしないと、今でさえ忙しい先生が新しい仕事にまた取り組まなくてはならないことになり、矛盾が拡大してしまうのではないかと。ICT支援員のような人材は、県立高校には配置されているのか。そういうICTを活用する上での教員に対する研修とかは超過勤務にならないように工夫されているのか、いかがですか。

○**渡辺教育企画推進監** 整備するICT機器を使う側の教員の資質の向上は、我々としても重要なものと考えております。これまでも総合教育センターなどにおきまして教員の情報教育研修等を行ってきたところで、また令和2年度岩手県一般会計補正予算第2号で、各県立学校にICT支援員を4回程度派遣する予算措置したところでございます。ICT支援員を活用しながら、教員の負担にならないようにしていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 実はこれ、日本教育学会が5月22日に提言を出しているのです。9月入学は問題だと、一方で今求められている教育課題に取り組むために、結論的に言うと、10万人の教員をふやすとことと、それ以外にICT支援員とか、学習支援員とか、そういう人々をさらに13万人ふやさないと今の子供たちに行き届いた教育は進められないと、このような大変積極的な提言なのですけれども、この中にもICT支援員をしっかりと配置しないと教員の労働強化にしかならないとあって、令和2年度岩手県一般会計補正予算第2号でICT支援員の配置について措置され、これは県立学校に年間4回ぐらい派遣することですが、ICT支援員は何名の配置で、どういう形で各校に派遣されるのか。どこかに委託する形になるのか、県でICT支援員を採用するのか、そのことも示してくれませんか。

○**渡辺教育企画推進監** ICT支援員の配置につきましては、専門の知識が必要なことから、業者委託を想定しております。

○**斉藤信委員** それでは、もう少し具体的に聞きますけれども、これ各校4回で、60校ぐらいありますよね。240回、そういうことになりますか。それで、専門業者に委託することですけれども、どれだけのICT支援員が配置されるのかはわかるのですか、わからないのですか。学校に各4回、240回の委託ですか。委託の中身を示してください。

○**渡辺教育企画推進監** 委託につきましては、これから進めていくこととなりますが、各学校4回ずつと決めることなく、学校から希望を取りながら、どれくらい必要かを把握しながら派遣、支援できる仕組みにしていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 令和2年度岩手県一般会計補正予算第2号で、ICT支援員の配置が予算措

置されたことは私は評価するけれども、今求められている I C T 教育を考えれば、その程度では全然学校では対応できないと思います。常時先生方をフォローする、そしてしっかり個別にも支援する、研修もやるようでない、恐らく I C T 教育なんて進まないと思います。幾ら 1 人 1 台パソコンの整備を行ったところで、教員も対応できないし。だから、スクールカウンセラーを配置したような形で I C T の I C T 支援員を配置して、教員を支援する体制が必要なのではないでしょうか。恐らく日本教育学会が提案しているのは、そういう規模だと思います。そういう規模で、教育学会は各学校に配置しろという、そこまで踏み込んでいるのです。そうしないと、I C T 教育なんて、機器を整備したって進みません。子供たちもそうだし、先生方も、とてもではないけれども、すぐにそれを活用するようにはならない。諸外国から比べてもおくれた中で、これを取り戻そうと。あわよくば、新型コロナウイルス感染症の第 2 波、第 3 波のときにはオンライン授業が可能になるぐらいの一定のところまでやれると、そういうことを考えているのだと思うのです。だから、そういう規模でこれは取り組まれる必要があるのではないかと。最後に教育長にお聞きします。

○佐藤教育長 まさに委員の御指摘のとおりでありまして、一気に I C T の教育環境が整っていくことが想定されているわけございまして、これまで県立高校にあっては 20 校で、これをさらに拡大していかなければならないと思っておりましたし、この学びの改革を進めていく中で、岩手大学、県立大学との共同研究事業も行っております。そこにおいて、この I C T 機器を活用した学びの質を高めていく実際の取り組みについて、実践、実証に取り組んでおりますし、市町村立小中学校についても 1 人 1 台のタブレットが整備されることとなりますので、I C T 支援員の活用であるとか、それから教員の指導力を高めていく研修事業に力を入れて取り組んでいかなければならないと考えております。

また、総合教育センターでも研修事業等やっておりますが、正直申しますと、研修のためのタブレットがまだ整備されていないこともありまして、これは非常に重要な課題だと思っており、追加で整備していかなければいけないと思っております。そういった取り組みを加速させて、しっかり本県の I C T 教育の環境整備に努めていきたいと考えています。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたし

ました。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 19 号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるため、2021 年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○山村参事兼教職員課総括課長 教職員定数改善についてであります。国による教職員定数改善計画の策定は平成 18 年度以降は見送られているところであります。しかしながら、本県といたしましては、新学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細やかな指導の実現及び働き方改革の推進等、さまざまな教育課題に対応し、安定した教育成果につなげるためには、国による、数年先を見込める計画的な定数改善が不可欠であると考えており、少人数学級の拡大を含む新たな定数改善計画を策定し、教職員体制の一層の充実を図るよう国に対して継続して要望しているところであり、本年も 6 月 10 日に要望を行ったところでもあります。

次に、義務教育費国庫負担割合についてであります。義務教育費国庫負担金については、平成 17 年政府与党合意において、義務教育制度についてはその根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持することとされております。国の国庫負担割合は、平成 18 年度から、それまでの 2 分の 1 から 3 分の 1 に変更となり、減額分については税源移譲されております。この国庫負担割合については、現在のところ、国において議論がなされている状況にないものと承知しております。本県としては、義務教育が地方の実情に応じて特色ある教育活動を展開できるよう、国の責任において、その財源をしっかりと説明されるべきであると考えております。

○柳村一委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○高橋穩至委員 3 点ほどです。実は、この際で質問する予定だったのですけれども、この文章に新型コロナウイルス感染症のことも書いてあり関連するので、質問したいと思うのですが、新型コロナウイルス感染症対応とか、さまざまな状況で教育現場は厳しい状況にあり、この間可決しました令和 2 年度岩手県一般会計補正予算で、新型コロナウイルス感染症対応のために学習のおくれを取り戻すための教員と、生活とかさまざまなサポートをするための教員とのことで、あのとき人数も示されましたが、実際、学校現場の中の状況はどうなっているのか。要は、子供の様子が変わってきて大変だとか、そういった状況があるのかどうかと、学習のおくれの状況はどうだったのかを確認したいと思いますし、また国の補正予算によって、改めて今回県で措置した人数がどうなっているのか。そして、既に 7 月から各市町村の学校には、人を配置してくださいと通知を行っていますが、なかなか確保に苦勞しているようです。そういった状況について承知しているのかどうかを新型コロナウイルス感染症の関係で一つお聞きします。

それから、請願の中身についてですけれども、義務教育の教員の給与に当たる部分の国の負担なのですが、三位一体改革で国庫負担金の割合が減っただけけれども、その分税移

譲あるいは交付税ですとか、そういった算定措置をされているはずなのですが、この請願では地方の負担があって、自主財源でやっているとの表現があるのですけれども、実際はどうなのかが2点目。

それから、国の定数改善について記載されています。教職員の定数改善について国の取り組み状況はどうなっているのか。そして、岩手県の今教員の配置は、それに対応してどうなっているのか。この3点をお伺いしたいと思います。

○小野寺義務教育課長 新型コロナウイルス感染症拡大に関連する学習のおくれについてでございますが、本県では現段階において著しいおくれはないものと捉えております。学校現場の複数校から聞きますと、行事が2学期に回された分、1学期の授業を淡々と進めることができ、順調に進んでいると聞いております。

○山村参事兼教職員課総括課長 令和2年度岩手県一般会計補正予算3号また令和2年度岩手県一般会計補正予算2号でも、学校現場の補習等があった場合の学習指導員、またいろいろな業務、消毒とか日常的な新型コロナウイルス感染症対策で生じることを支援するスクールサポートスタッフの配置について措置させていただきました。現在学習指導員とスクールサポートスタッフと両方募集をしておるところでございます。学習指導員については、人材バンクであるとか、講師登録システムであるとか、あるいは退職者の方にやっていただくようお願いするとか、そういう取り組みをしております。また、スクールサポートスタッフはいろいろな事務を手伝う役割を果たしていただく方ですけれども、県のホームページでの求人とか、ハローワークでの募集などを行っております。

それで、順次、準備等できたところから任用の手続を進めていまして、7月1日現在では学習指導員は8人を任用しております。また、スクールサポートスタッフについても25人を任用いたしまして、今も手続中でございます。学習指導員については、教員免許を持っている方のほうが学校では活動の場面が広がります。また、スクールサポートスタッフは全部の学校にとのことで、今回大勢の人数を全県で任用しなければならず、なかなか人を確保するのが大変な部分もあるという状況は聞いているところです。

請願についてでございますが、義務教育費国庫負担金については、国の負担割合が変更になり、その減額となった分については税源移譲になったものと認識しております。

また、次の定数改善の状況でございますけれども、国において毎年定数の改善が行われております。今年度の政府予算における定数改善ですと、例えば小学校の専科指導、英語の専科指導にプラス1,000人であるとか、中学校の生徒指導や支援体制の強化でプラス100人であるとか、状況に応じて定数改善も行われております。県におきましても、これらの国の定数改善を受けまして、各学校への配置を行っているところであります。

○高橋穂至委員 スクールサポートスタッフは、全県において、全校、各1人とのことで、実は私、地元の小学校の評議員もやっているのですが、本当に大変だなと思いつつながら、人探しに苦勞している話を聞きました。新型コロナウイルス感染症拡大の状況はずっと続くとは思えないのですが、そういった状況に関して、そういったフォローもあると確認した

ものです。

あと定数ですけれども、これは教育新聞の記事を確認したのですが、今説明されたように、今年度は、トータルで 3,725 人分で、総額 21 億円ぐらい手当てしているようですが、それに対応して岩手県では何人と設定して、幾ら予算をふやしたのか確認したいのですが、私はたしか予算審議のときに質問したのですが、その岩手県でふやした分を、加配の基準というか、その割り当て、国の枠がこれぐらいしかないから、このくらいと行ったのかどうか。要は現場で、いてもらってありがたいという声を結構たくさん聞いていますので、予算配分、国の配分と県の用意した分との関係がどうなっているのかを確認したいと思います。

○山村参事兼教職員課総括課長 県の教員の配置に当たりましては、国の定数に関する配置の基準等に基づいて、学校の状況に応じて算定しております。先ほど御説明したように、ふえる部分もありますけれども、全体とすると児童生徒数が減少しておりことから、学校数であるとか、学級数も減っております。そういった学校数、学級数の減、あと国の加配の状況や国の定数の状況、こういったものを合わせましてトータルで配置しております。ですので、県の全体の学校における教員の数も、昨年度に比べて今年度は減っている状況でございます。300 人以上減っておりますけれども、これはやはり児童生徒数の減に伴う減でございます。

○斉藤信委員 この請願、私は当然採択されるべきと思います。一つは、やはり新型コロナウイルス感染症拡大の危機の下で、先ほどの議論でも言いましたけれども、教員を大幅に増員して、そして少人数学級を実現する機会にしないではない。ですから、教員定数改善は、今まで以上に本当に重要な課題になっていると思います。例えばフィジカルディスタンス、身体的距離を確保すること。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の危機の下で、学校はもとより、国民全体の共通の課題、新しい生活様式のまさに一番大事な課題です。これは 40 人学級だったら絶対実現できません。県立高校の場合 40 人学級です。小中の場合、岩手県は独自に 35 人学級としていますから、20 人規模の学級が多数だと思えますが、ただ、私は前の委員会でも言ったのだけれども、31 人以上を超える学級は 300 ぐらいあるのです。だから、そういう意味でいくと、新型コロナウイルス感染症から子供たちの生命と健康を守る、安全を守るという点で、教員の大幅増員による少人数学級の実現は、今本当に緊急の課題になっています。その点で、現状はどうなっているのか、フィジカルディスタンスが守られている状況になっているのかをまずお聞きをしたい。

○清川保健体育課総括課長 学校における新型コロナウイルス感染症対策に伴ってのソーシャルディスタンスと身体的距離についての取り組みでございます。これは、国のガイドラインの中において感染症対策の一つとして留意事項が示されております。本県は感染レベル 1 の地域ですが、学校の新しい生活様式の中で、密集の回避から、人との距離はできるだけ間隔を開けて、最低 1 メートルを目安に最大限の間隔を取って座席を配置するように対応しておりますが、さまざまな学校の事情がございます。あくまでもマニュアルでは

目安とされており、座席の間隔に一律にこだわるものではなく、頻繁な換気などと組み合わせるもので、それによりまして現場の状況に応じながら柔軟に対応することとなっております。こういった学校の新しい生活様式に基づいて、各学校において新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただいております。

○柳村一委員長 齊藤委員の質疑の途中ではありますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。齊藤委員、御了承願います。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○齊藤信委員 3分30秒で切られたので、極めて続かないのですけれども。

それで、先ほど私は教員定数の改善は、新型コロナウイルス感染症拡大の危機に対応して子供たちの安全を確保する、フィジカルディスタンスを確保する点でまさに緊急の課題になっているのですが、現場はどうなっているのかをお聞きしました。曖昧な答弁でした。曖昧ということは、率直に言えばフィジカルディスタンスは確保されていないところが少なくないということだと思います。これは文部科学省の責任です。

本来なら、こういう時期こそ20人規模の学級を保障して、子供たちの命と安全を守るようにしなくてはならない。今事業者は50席ある飲食店の席を20、30に減らしてやっているのです。それで大変な打撃を受けてるわけでしょう。教室は、子供の命がかかっているのです。そういう意味で、今の時期こそ教員の大幅増員で子供たちの命と安全を守る少人数学級が必要なのではないかと。日本教育学会が1兆3,000億円で10万人の教員をふやすと、学習支援員、ICT支援員をふやすことに1兆3,000億円だと、こういう提案をしています。教育長、御承知でしょうか。御承知であれば、これについてどういう見解、認識をお持ちかをお聞きをします。

○佐藤教育長 フィジカルディスタンスの確保について文部科学省からガイドラインが示されていて、レベル1の地域についてはその対応でオーケーですとのことで、本県はその形での対応が可能と判断しております。

それから、教員の増員に向けて、今回のような新型コロナウイルス感染症対策の場合は、密を避けることは本当に必要だと思います。あとは、この増員の要望についても承知はしておりましたが、何せ国で今後どのような形で対応していくか、大きな課題であると思います。私どもも6月に政府への予算要望で、定数改善計画の策定とあわせて教員の増員についてもお願いをしております。そういった国の動き、国への要望等を通して、学校現場における児童生徒の安心、安全の確保に向けて、私たちも努力をしていかなければならないと考えております。

○齊藤信委員 それで、教員増のかかわりで、国の補正で認められた教員増、学習支援員、スクールサポートスタッフについて、先ほど高橋委員からも質問がありました。具体的に

応募人員は何人なのか、確保すべき人員は何人なのか。4月1日の段階の数では、先ほど学習支援員は8人、スクールサポートスタッフは25人とありましたけれども、本来配置すべき数は何人なのでしょう。そして、教員の増員は全国で3,100人ですけれども、岩手県の場合だったら何人の増員になって、今どういう教員増を確保しようとしているか示してください。

○山村参事兼教職員課総括課長 学習指導員につきましては、47名分の予算を措置しております。これは、今後第2弾というか、実際に感染症が発生した場合に対応する分も含まれております。そのうち8人を配置済みであると。また、手続を行っておりますので、もう2人は7月中には任用できる見込みで、計10人は任用できる見込みであります。

スクールサポートスタッフにつきましては、全体で533人の予算を措置しております。各学校1人という計算でございます。7月1日で25人任用しております、7月中には45人をさらに任用できる見込みで、計70人を任用できる見込みとなっております。スクールサポートスタッフについては、先ほどもお答えしましたが、全県で各校1人ずつですので、人材の確保が難しい地域もございます。学校とも連携しながら、人材の確保に努めていきたいと思っております。

また、今回の教員の加配は臨時休業が長引いた場合という条件がございまして、本県では該当しないことから、活用しない予定です。

○斉藤信委員 わかりました。学習支援員も全体の応募数が47人とわずかです。わずかです、533校あるわけだから。だから、本当にこれでは私は何とも対応できないのではないかという感じがいたしますし、教員増について岩手県は対象になっていないと、これまた本当に残念な事態で、抜本的な定数増が必要だと強調しておきたいと思っております。

もう一つ、私はこの請願採択が必要だと思うのは、やっぱり教員の超過勤務を解消する上でも、教員増なしには、これは解決できないと思うからです。特に新型コロナウイルス感染症拡大の下で仕事がふえているわけです。ソーシャルディスタンス、フィジカルディスタンスをどうやって守るのか。それと消毒ですね、学校の施設の消毒。例えばスクールサポートスタッフも学校に1人配置するといったって、1人で全部なんてできません。多くは学校の先生の仕事になりますよね。本当にこれ、今までできえ大変な超過勤務の中で、新型コロナウイルス感染症拡大の中で、さらに仕事がふえているのではないかと。この実態をどう把握しているのでしょうか。

○山村参事兼教職員課総括課長 お話いただきましたように、消毒作業などでふえている部分もございます。父兄や生徒への小まめな連絡なども必要になっております。一方で、新型コロナウイルス感染症対策とのことで、例年行われております会議ですとか、行事ですとか、そういったものの見直しも行われております。新型コロナウイルス感染症対策の消毒作業などについても、一部の教員が行うのではなく、学校のみんで協力しながら当たっていると聞いておりますし、今回配置するスクールサポートスタッフは、教員のいろいろな業務を1日サポートできますので、そういった中で負担軽減に大きな役割を果たし

ていけるものと考えております。

○**斉藤信委員** 新型コロナウイルス感染症のかかわりで仕事はふえていると、一方で今話があったように会議の見直しなどを行っている。これは大いにこの機会に生かして、本当に見直すべきものは思い切ってこの時期に見直すと、私はそういうぐらいのことをぜひやっていただきたい。

大きな二つ目の問題は国庫負担制度の問題ですけれども、先ほど午後の部が始まる前にも議論あったようですが、2分の1から3分の1になった。しかし、これに対する移譲税源は一般財源で来るわけです。そうすると、名前がついていないから、岩手県全体でどうするかの話になって、結局教育費をどう確保するのかが至難のわざになってしまう。そういう意味でも、やっぱり教育に国が財政的にも責任を持つのは、私は当然のことだと思いますので、この請願はぜひこれまでどおりしっかり採択をすることが必要だと思います。

○**小西和子委員** それでは、私もこの際で通告しておりましたけれども、ここでやらせていただきます。2020年度の定数内、基礎定数、加配定数の未配置はあるのか、あるとすれば何人でしょうか。

○**金野小中学校人事課長** 小中学校及び義務教育学校におきましては、5月1日時点で定数内の未配置はございません。県立学校におきましても同様に未配置はございません。

○**小西和子委員** 加配定数分についてもないのですか。

○**金野小中学校人事課長** 基礎定数、そして加配定数におきましても、未配置はございません。

○**小西和子委員** 講師分は、毎年何十人と未配置があったわけですがけれども、そこはつかんでいますか。

○**金野小中学校人事課長** 講師分も把握しておきまして、それも含めまして基礎定数、加配定数の未配置はございません。

○**小西和子委員** 毎年五、六十人、未配置がありましたので心配しておりました。本当に全員配置されているのですね。例えば産前産後休暇とか、育児休業のところとか、病気休暇とかのところに、いつも何人か入っていないくて、それが1年間続いてきたのですけれども、そういうところにも入っているということによろしいですか。

○**金野小中学校人事課長** 基礎定数、加配定数につきましては先ほど申しましたとおりでございます。ただ、産前産後休暇、育児休業、病気休暇補充につきましては、産前産後休暇補充、育児休暇補充につきましては未配置はございませんが、病気休暇の補充につきましては6月1日時点で5人の未配置となっております。

○**小西和子委員** 先ほどから議論されております学習指導員やスクールサポートスタッフは、驚くくらい少ないですね。それで、学校現場も必死です。校長先生がスクールサポートスタッフの募集についてチラシを用意して、全教職員に配って、お願い、とにかく見つけてくれと言っています。ただ、保護者では問題がありますので、応募者が保護者の場合、隣の学校と交換してもいいから何とか見つけてくれと、みんなで集めるのに必死です。

求人票にも出ておりますけれども、6時間だったり7時間だったりと若干勤務時間が違っております。県立学校はそれぞれの学校で個々に求人を出さなければならないとのことでしたし、呼称等についても若干違うところがありました。とにかく確保するのにみんな必死なんだとわかります。でも、応募がないのは、年度途中からの仕事であることもですが、学校は忙しいところだとの認識があるのかもしれませんが。なかなか集まらない理由についてどのように県教育委員会としては捉えていますか。

○山村参事兼教職員課総括課長 スクールサポートスタッフにつきましては、令和2年度岩手県一般会計補正予算3号により措置させていただきました。6月11日に議決いただいた後に手続を始めております。ハローワークに求人を出したりする手続に当然時間がかかりますが、小中学校の場合は教育事務所で行っておりますし、県立学校は各学校、それぞれがスピード感を持って人員確保に努めております。ですので、今時点では25名でございますけれども、それぞれの地域、学校で手続を行っている状況で、事務的にも早く進むよう努めております。

その上で、先ほども申しましたが、今回各学校に1人とのことなのですが、もともとなかなか人材がない地域もあります。そういう場合は、学校にもやっぱり協力いただかないとなかなか、教育事務所で募集しても具体的に人の確保が難しいということがございますので、対象の学校、あるいは対象の市町村教育委員会とも連携しながら人材確保をしていきたいと考えております。

○小西和子委員 この状況ですと、夏休み明けぐらいから実際に動き出すところが多いのではと思いますので、とにかく夏休み以降はどこの学校にも配置されるように取り組んでいただきたいと思います。

それから、先ほど基礎定数の話が出ましたけれども、正規雇用が100%配置されているかどうか。配置されていないとすれば、割合はどのくらいなのでしょう。

○金野小中学校人事課長 基礎定数分のうち正規教諭の割合についてでございますが、小中学校及び義務教育学校におきましては100%配置されております。県立学校におきましては92.6%でございます。

○小西和子委員 今学校現場がどのようになっているかは皆さん御存じだと思いますけれども、子供の貧困と教育格差の拡大が本当に喫緊の課題です。それから何度も私は話をしていますけれども、発達障がいといいましょうか、そういうことで支援を要する子供たちがかなり多いです。小学校等を訪問しますと職員室は空っぽになっています。校長先生が電話番をしている。なぜかという、担任以外の先生もそれぞれの教室に入って、支援を要する子供たちについて、一緒に授業できるようにサポートしている、それが実態です。

その割合がふえてきておまして、先日ある県立高校に行ってみましたが、その高校では3分の1が該当する子供たちだと、何とか学校に精神科医を入れてほしいとの話をされました。3分の1ですよ。つまり県内の小中学校の子供たちで支援を要する子供たちが、その県立高校に多く集中して入っているわけです。一斉授業はできません。私も何

度も話をしておりますけれども、アスペルガー症候群の軽い子供なのですけれども、とにかく先生に自分のほうを向いてほしいと、歩き回ったり、黒板の前に寝っ転がったり、いろいろやるのです。その程度のうちはまだいいのですけれども、私が聞いたところによると、毎日のように対教師暴力があり、いつぞや件数を聞いたらすごく多くなっている。1人の子供が年間に何十回と対教師暴力を行ったこともあり、本当にこれは大変な問題なのです。そして、その子供たちは、どのように教員が接したらいいかをこちらが学習すれば、穏やかに自分の能力を発揮できるようにもなるのですけれども、教員が足りなければ、それができません。本当に大変な状況であります。

それから、岩手県はそのくらいではないのですけれども、外国人の児童生徒がふえている地区が全国的にはあります。それは、外国の方を雇用している企業があったりするところなのですが、その子供たちへの教育ということも大きな課題ですし、あといじめ、不登校、暴力行為などは、しっかりと教員が向き合って教育をしなければならない。子供たちの変化を見逃さない教育をしなければならない、そう思います。そのためには、中央教育審議会でもそのようなことが出されて、緊急提言など出されておりますけれども、やはり教員の数をふやさなければならない。なぜならば、OECDの国際調査で、日本の教員は世界で最も長時間の勤務をしているとのこと。時間外勤務の増加は研修時間の減少を招いている。本来やるべき授業とか授業の準備がほかの国より少ないのです。例えば部活とか、あとは報告物です。今年は学力、学習定着度調査も県の分はなかったからですけれども、そういうことに充てられる時間が非常に大きいです。

したがって、未来に生きる子供たちのために、教育の機会均等を保障するために、やはり教員の数をふやさなければならない。ずっとふやす、ふやすと言っておきながら、全くその定数改善ができていない状況が続いています。毎年毎年このように請願を出さなければならないことは、ほかの国から見たら異常だと思います。

先ほど税源移譲のことを斉藤信委員が話したように、一般財源になっておりますので、それが教育に使われているかどうか全く見えなくなっている。私は、その請願について数年前にある議員に、紹介議員になってくれませんかと言ったときに何と言われたかという、これが一般財源になったおかげで、大変な市町村が何とか乗り切れたんだよ、そう言われたのです。つまり教育ではないものに使っているとおっしゃりたかったのではないかと感じております。

したがって、私は、この教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため、2021年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願については賛成したいと思います。教育長、所感をどうぞ。

○佐藤教育長 今小西委員から学校現場の状況等についてお話がございました。特に最近支援を要する児童生徒が多いこと、それからある県立高校では、そのために精神科医の学校医が必要だとのことでした。これについては、先月県立学校長の協会役員の方との意見交換の中で話題が出まして、やはりそういう実態に対して私どもすぐに対応しなければな

らないことから、学校に精神科医の学校医の配置ついて措置させていただきました。私どもの判断で対応できることは、すぐに対応したところでございます。

また、教員が児童生徒としっかりかかわることができるようになってほしいという思いは私も同じでございます。そういった意味でも、定数改善計画の策定と教員配置の拡充については、毎年度、私どもも政府への予算要望を出すなど、努力しております。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 本請願については採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳村一委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に議員発議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○柳村一委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○伊藤勢至委員 この際、北朝鮮の拉致問題についてお伺いしたいと思います。

去る6月8日、横田滋さんが逝去されました。御案内のように横田めぐみさんのお父さんであります。私は平成17年、平成18年、県議会議長を務めさせていただきましたが、平成18年、お母さんである横田早紀江さんが県議会議長室においでになり、全国都道府県議会に今お願いで歩いている、きょうは夫は風邪ぎみなので休んだけれども、ぜひ岩手県議会の皆様にも拉致被害者を取り戻すための御協力をお願いしたいとのことであります。当然同じ国民としてそのとおりでと思っておりましたので、県議会の皆さんと一緒に御協力したいと思っておりますと申し上げました。

そのような中、この拉致問題は、何となく日本海側にばかり多いのではないかと思っ
ているかもしれませんが、実は三陸沿岸にも、いまだに10年前から行方不明の女の子が
おります。県北沿岸の当時6歳の女の子でありまして、現在の年齢でいうと16歳
になります。これは警察からもらった資料であります、いまだに行方不明の扱いです。
その地域では、江戸時代からのいろいろなこともあって、神隠しに遭っていなくな
ったなどと言っている人もいますが、今の世の中で神隠しなんてあるはずがない
と思っております。そうすると、拉致ということが限りなくおっ
てくるのではないかと、個人的にはそう思っているところ
であります。この間は群馬県でしたか、キャンプ場から7歳の女の子がこれまた
行方不明になっておりまして、現在も不明のままです。

少子化の時代で、以前は小学校、中学校に各分校があったわけですが、現在は
その分校もほとんど県内にはないのではないのでしょうか。そのような中、若い夫
婦で頑張って住み着いている方々もいらっ
しゃって、何人かの子供はいるわけ
です。分校がなくなりましたから、
本校に通わなければならないが、
スクールバスを手当てするには生徒
が1人、2人では経費倒れになって
しまう。かつて、五、六年前です
けれども、ある自治体ではタクシー
で学校まで送迎をしたとのことです。
これは小中学校の話であります。
中山間地帯のまさに限界集落と
言われて、戸数がかつての3分の1
ぐらまで減った地域の、いずれ
県民の一人として、将来を背負
って立つ一人になっていく子供
たちの安全な方法での学校への
送迎について、状況はどうな
っていますか。特に今年は熊の
出没のニュースが多くて、熊と
北朝鮮が一緒なのかどうか
わかりませんが、いずれその
ようなことも含めて、未来が
ある大事な子供たちに配慮
するべきと思うのですが、
いかがでしょうか。

○清川保健体育課総括課長 通学時を含めました児童生徒の防犯対策、安全確保
でございますが、委員御案内のとおり、学校の統廃合等によりまして通学路の
延長ですとか変更に伴い、地域によってはスクールバスやタクシー等で通学
している実態が今もございます。昨年度の数字ですが、スクールバス等
を利用して、これはタクシーも含まれますが、全校種で45%の学校が
そういった車を利用しての通学をしております。このような学校ですとか
地域の通学路の実情に応じた児童生徒の安全確保につきましては大変重要な
ことと捉えております。所管の警察ですとか、それから関係機関と連携
して取り組んでおります。

国の登下校防犯プラン、それから市町村ごとにも策定しております通学路
交通安全プログラムもございますので、こういったものに基づきまして登下
校時における見守り活動の

強化ですとか、地域ぐるみでの子供の安全を守る体制を整備しまして、スクールバス等の利用時も含めましたさまざまな状況に応じた通学路の安全確保の対策に取り組んでおります。

○伊藤勢至委員 平成18年に岩手県議会として、当時北朝鮮問題に詳しいと言われておりました拓殖大学の、名前は忘れましたが、教授においでいただいて、大会議室で県議会議員みんなで講演をお聞きしました。その際に、何かありませんかとのことでしたので、私が手を挙げて、小泉首相の時代でありました平成14年、5人の拉致家族を連れ帰ったのは非常にいいことである、ただ一つ危惧すべきことがあるのではないかと言いました。それは、人道的支援の名の下に25億円のお金を出しており、また、人道支援の名の下に120万トンのお米を出したのでありまして、これは合わせて50億円です。このことは禍根を残すのではないかと拓殖大学の教授に聞きました。つまり今も日本国として拉致問題については取り組んでいると思いますが、多分その交渉において、金正日書記長のときは一人10億だけでも、今は20億よと言っていると思うのです。それで、100人ぐらいは拉致家族がいるのではないかとされていますから、そうすると2,000億円です。お金で人を買戻すことをどうとるのはわかりませんが、そういうことが確かに禍根を残したという、これは拓殖大学の先生の話であり、したがって令和2年度第2次補正予算で10兆円という予備費の中の5兆円はまだ何も使い道が決まっていない分であります。

そして、イージス・アショア、秋田県と山口県に配置の予定でありましたが、突然これがなくなりました。これが北朝鮮に対する懐柔策の一つであったとすれば、ノドン2号は本州、頭を越えて太平洋に落下しているのでありますから、完全に我が岩手県も射程に入っていますので、日本国民として、岩手県民として、イージス・アショアをやめることの深い意味を思うと、お金で買戻す方向に動いているのではないかと考えられるわけがあります。それから、100人の拉致家族を抱えて小泉首相のときに5人を帰して、減った分を補充しているかのような動きをしているのではないかと、私はそう思ったりもしていますので、将来のある子供たちをこういう面からも、通学時、特に中山間地の人の少ないところは危ないのではないかとその思いを常に持っていますので、そういう情報共有といいますか、そういうこともあり得ると頭の中において、大人の責任として子供たちを見守ることをやっていかなければいけないと思います。

国の話も含んでしまいましたが、岩手を背負って立つ子供たちを守っていくという観点から、今私の言ったことの中で、感想というか、何かあったらお伺いをして終わります。

○佐藤教育長 拉致問題についてでございますけれども、2002年ですか、日朝首脳会談があって、そこで合意がされて、過去に北朝鮮は日本人を連れ去ったことは認めたのですね。そして、その2年後ですか、2004年に5人の帰国が実現しましたけれども、その後依然として国際的な人権問題については何ら解決がされていない状況で今に至っていると理解しております。伊藤委員御指摘のとおり、児童生徒の通学時の安全確保という面と、それから今話をしましたまだ課題となっているこの国際的な人権問題、二つの課題があるのではないかと思います。

まず一つは、人権問題に関しては、学校教育の中でも新学習指導要領の中で、小学校、中学校の社会科であるとか高校の公民科の中で、拉致問題を国際社会における課題の一つとして取り上げています。学習面でもそのような事実を児童生徒にしっかり理解してもらう必要がありますし、それから、通学時の安全確保について、なかなか拉致問題と結びつけることは子供たちにとって難しいと思うのですが、昨年の5月末に、川崎市でスクールバスを待っていた保護者と子供たちに男が襲いかかった事件が起きた際にも、市町村教育長協議会の会合の際にも、全教育長さんに安全確保についての要請を行いました。それから5月、6月、7月にかけては、義務教育である小中学校の校長先生の研修会の中で私も1時間ほど講演する機会がありますので、その際にも児童生徒の通学時の安全確保について万全を期してくださいとお伝えしました。先ほど具体的な対応について保健体育課総括課長からも話がありましたけれども、改めて地域の方々と子供たちの見守りについて念には念を入れてやってください、そして、スクールバス待ちのような無防備なところに人が襲いかかることもありますから、本当に注意を払っていただくようお願いをしてきたところでございます。引き続き、児童生徒の安全確保を図るために、常日頃から関係者と連携を図って取り組んでいきたいと思っております。

○伊藤勢至委員 このことは、小泉首相が拉致被害者5人を連れ帰った頃の新聞に載っていた記事ですが、東日本大震災津波で私の事務所も水をかぶりまして流してしまったものですから、その後調べたのですが、なかなか出てこない。ちゃんと現金25億円、お米120万トン、20億円相当と掲載されていましてから、これは私がでたらめを言っているわけではありませんので、大事な点として覚えておいていただきたいと思っております。

○城内よしひこ委員 3点お伺いします。

文化財の指定についてであります。旧山形村で行われていた闘牛について、文化財の指定はどのような状況にあるのか、現時点での状況をお知らせください。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 文化財指定についてであります。旧山形村の闘牛、牛の角突きにつきましては、藩政時代の物資を運搬した街道にかかわる交通史、また運搬した塩や鉄などにかかわる産業史、そして飼育した牛にかかわる畜産業史など、人と牛とのかかわりを伝える当該地方の習俗として貴重でございまして、平成28年5月2日付で久慈市の無形民俗文化財に指定されたところでございます。

県の指定文化財の指定手順につきましては、県文化財保護審議会委員による調査を行いまして、県指定文化財としての価値づけが明確になった段階で、調査結果を県文化財保護審議会に諮問いたしまして、答申を受け、指定となるものでございます。現在、久慈市教育委員会とは、県の文化財指定のための調査研究を含めまして、今後の具体的な取り組みの方向性について協議を継続しております。

○城内よしひこ委員 間もなく東日本大震災から10年がたち、三陸沿岸道路も開通をする運びとなっております。一部普代村で、若干、1年ほど延びそうなのでありますけれども、県北沿岸振興の上において、八幡平市と二戸市で漆のいろいろな意味での文化を情報発信

するとのことですが、旧山形村の闘牛、牛の角突きのような題材も、我々沿岸、県北の者としても全国に誇れるものと思っています。そういう意味で情報発信をするいい機会であると思いますし、そのタイミングがなるべくずれないように、慎重かつスピーディーにお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 昨年10月になりますが、県の文化財保護審議委員が当地を視察させていただきまして、現在その調査研究の対象として、調査を進めております。特に民俗無形文化財の指定基準には、由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的で、そして特に重要なものという基準がございますので、その由来や県民の基盤的な生活文化の特色を示す部分について、調査を継続させていただいております。その調査研究のお時間を少し頂戴したいと考えております。

○城内よしひこ委員 この件については、また後刻やりたいと思いますので、その際にはよろしくをお願いします。

次に、県立学校へのクーラーの設置状況であります。小中学校、高等学校、特別支援学校へのクーラーの設置状況はどのようになっているのかお伺いします。

○新田学校施設課長 公立学校へのエアコン設置状況についてであります。市町村立の小中学校につきましては、国の臨時特例交付金を活用して整備を予定していた全ての市町村が先月までに工事を完了しており、県立附属中学校及び特別支援学校につきましても、同様に国の臨時特例交付金を活用し、令和2年3月までに整備済みであります。

県立高校につきましては、昨年度、県単独の予算により保健室と夏季課外学習室に整備を進めてきたところであり、この夏から全ての学校で稼働する予定であります。

○城内よしひこ委員 そこで、学校の先生方の部屋にも必要ではないかとの話がこれまでもありましたけれども、その状況はどうなっているのでしょうか。

○新田学校施設課長 高等学校におきまして、普通教室等への設置につきましては令和2年度当初予算で設計費を措置しているところであり、令和3年度以降、計画的に整備を進めていきたいと考えております。

教職員室へのエアコンの設置についてであります。エアコンは普通教室へ優先的に整備する方針ですが、熱中症対策は大人も子供も同じく重要であると考えておりまして、普通教室以外の諸室につきましても、今年度実施する設計を踏まえ、学校側とも十分に協議し、設置箇所を決めていきたいと考えております。

なお、整備費につきましては、基本的に県単独予算となり、相当程度の財政負担が伴うことから、その財源には充当率の高い有利な起債を活用したいと考えておりますが、引き続き国に対しまして地方財政措置の拡充を要望していきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 ぜひ積極的に前に進めてほしいと思います。

また、令和3年度以降に設置するとのことですが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の関係で資材が不足しているとの話も聞こえてきます。その辺の状況も踏まえて、いろいろな情報を収集しながら早急に手当てをしてほしいと思います。この辺はいかがでしょ

うか。

○**新田学校施設課長** 現在入札の手続を進めております設計業務委託結果に基づき、全ての県立高校へエアコンを整備した場合の総事業費や工事期間等を把握できる見込みであります。令和3年度以降、計画的に整備を進める予定とお話しましたけれども、できるだけ早く整備を進めていきたいと考えております。

○**城内よしひこ委員** ぜひ子供たちの学ぶ環境を整えてほしいと思います。

それでは、次に移ります。最後になりますけれども、スポーツの県大会が新型コロナウイルス感染症拡大の関連で軒並み中止になっています。代替大会として、今ようやく野球が開催をされているわけでありますけれども、その他の大会はどのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。

○**清川保健体育課総括課長** 代替大会の開催状況についてでございますが、中学校は県内13地区全てで地区中学校総合体育大会を開催しております。高校につきましては、サッカーや野球など県大会レベルでの大会を開催しております。また、陸上競技と水泳につきましては、競技団体が主催となりまして、中学生と高校生対象の合同大会を県中学校総合体育大会及び県高等学校総合体育大会の代替大会として実施済みもしくは今後の開催を予定しております。また、大会の形式ではございませんが、各地区や各学校単位で交流試合、あるいは発表会など、各競技や学校の状況等を踏まえまして、さまざまな形で生徒の成果を披露する機会を設定しております。

○**城内よしひこ委員** まさに子供たちの日々の練習の成果を遺憾なく発揮できる発表の場だと思います。これは、2月定例会以降ずっとお話をさせていただきましたけれども、このようなことを行っていないと、子供たちが不完全燃焼で卒業してしまうのではないかと思います。

そこで、今御説明があったアウトドアというか、外で行うスポーツは、新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインが示されて、比較的容易に行われていますが、格闘系とか、インドアのスポーツとかはなかなか難しいし、中央の団体からガイドラインがなかなか示されてこない状況で、開催を苦慮しているようであります。その辺の状況はどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

○**清川保健体育課総括課長** 格闘技系のスポーツ、いわゆるコンタクトを伴う競技と捉えておりまして、柔道、剣道、相撲といったところが当てはまるかと思いますが、それらの競技につきましては、他の競技と比べ感染リスクが高まると言われておりますことから、各競技団体において、各年代を対象とした練習の禁止ですとか、大会開催可能時期の制限、活動制限を設けております。コンタクトを伴う競技につきましては、制限が解除となり、練習が再開された時期が遅かったことから、体力低下等によりけが等の発生リスクが懸念されたことや、大会の開催が可能となる時期の見通しが立たなかった状況から、他の競技と同じような計画で対応することは難しく、中学校においては地区中学校総合体育大会の中心開催期から遅らせて代替大会を開催すると伺っております。

○城内よしひこ委員 ぜひこういったガイドラインは必要であろうと思います。願わくば県独自のガイドラインをいち早く示すよう検討をしていただいて、他の競技からなるべくおくれな時期に行っていただかないと、タイミングを失って、子供たちが何のために今までやってきたのかという気持ちにならないように、練習の成果を発揮する適切な場をつくってほしいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○清川保健体育課総括課長 ガイドラインの考え方についてでございます。現在のところ、大会の開催につきましては、委員御指摘のとおり、各競技団体ごとに、例えば日本スポーツ協会のスポーツイベントの開催に向けたガイドラインというものがございまして、それに従って開催に当たっての基準ですとか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予防のための留意点等が示されております。それに基づいて、各競技団体が競技の特性等を踏まえて作成しましたガイドラインにより、主催者である中体連（日本中学校体育連盟）、高体連（全国高等学校体育連盟）が生徒の健康、安全面を最優先にして考えて、安全、安心に参加できる大会の開催を目指しております。

県独自といたしまして、各種イベント開催に関する基本的な独自の考え方を示しております。新しい生活様式を徹底するとともに、可能な限り新型コロナウイルス感染症対策を行った上で開催することを前提といたしまして、それらを盛り込んだ内容を県中体連、県高体連等の関係機関に通知したところでございます。

○城内よしひこ委員 いずれ全国大会に行けないまでも、今回野球を見てもわかるとおり、子供たちがはつらつとしたプレーをし、自分が目指した競技をできることの喜びを感じ、体験できるのはすばらしいことだと思います。そういったことが漏れなく、スポーツ、あるいは文化もそうですけれども、子供たちにひとしく提供できるようにお願いしたいと思います。教育長、いかがでしょうか。

○佐藤教育長 私どもも県教育委員会として、県中学校体育連盟、あるいは県高等学校体育連盟、あるいは県高等学校野球連盟などの各競技団体への支援について積極的に行っておりますし、先般の令和2年度岩手県一般会計補正予算第3号でもそういった開催に要する経費について予算措置を行ったところでございます。昨日からは高校野球が全国でトップを切って開催がされ、多くの報道がされておりますし、それから県中学校総合体育大会についても13地区で開催が始まっております。

マスコミなどにも、活躍できる喜びについて生徒が投稿しているところを見る機会があります。こういう状況の中で開催準備をしていただいた関係者への感謝の言葉と、活動ができる喜びについて書かれています。私たちが支援し、子供たちがそれに応えてくれることについて、本当に頼もしく思っております。可能な限り県教育委員会としても支援に努めていきたいと考えております。

○千葉盛委員 通告しておりませんが、先ほどの請願審査において、県内の小中学校、高等学校等の学業の著しいおくれは生じていないという答弁があったのですが、その著しいおくれに関係して、県内では夏休みを減らして登校させ、授業日数をふやすと

ころもあるのですが、そういったところの県内の状況をどのように捉えているのか、お聞きしたいと思います。

○**小野寺義務教育課長** 県内では、新型コロナウイルス感染症対策として、夏休みを数日短くして取り組むというところがあると捉えております。それは、5月の大型連休期間に長めに休業を取った自治体があったためと捉えており、その自治体に伺いますと、1学期に行うことにしていた行事を2学期に持っていくためには、2学期の授業などを先取りして行う必要があるとのことで、夏休みを若干減らすと聞いております。したがって、現段階では学業の著しいおくれはないと捉えております。

○**千葉盛委員** わかりました。著しいということが私にはわかりにくく、多少のおくれはおくれと捉えていないとわかりました。

通告どおり質問いたしますけれども、県内のある市町村教育委員会で、県外からの転校生に対して登校自粛要請があったと報道されていました。その具体的な中身と、その経緯、あと、現在そういったことに対してどのような対応をされているのか、また、その対応に何か問題はあるのか等々お示してください。

○**清川保健体育課総括課長** 報道がありました件につきまして、経緯と現在の対応についてであります。6月上旬、文部科学省は、本県において県外からの転入生を自宅で2週間待機させる対応を取っていた市町村があったことについて、報道機関から問い合わせを受け、本県教育委員会に対し状況の確認をしてきたものでございます。その際、文部科学省から、児童生徒の健康状態等に着眼せず、県外からの転入生を一律出席停止とする措置は適切でないので、適切に対応するよう要請があったものでございます。指摘がありました一関市、奥州市、洋野町及び九戸村の4市町村の教育委員会に事実確認を行ったところ、3月下旬から児童生徒や家族の健康状態等を確認せず、自宅待機を要請していた事実が判明いたしました。なお、現在はいずれの自治体におきましても、このような対応は行っていないと確認しております。

県教育委員会では、本年4月1日付で各県立学校に対し、県外からの転入生等の登校について、本人や家族の健康状態を確認した上で対応するよう通知を発出しており、同日付で各市町村教育委員会に対して、当該通知を参考送付しております。今般、4市町村教育委員会に対しまして、今後は本人や家族の健康状態等を確認した上で対応するよう改めて要請したところでございます。

○**千葉盛委員** 今後どういう時期に、どこからどう転校生が来るかわかりませんが、基本的には体調等を見ながら、一律に登校させないようなことはしないで、体調が良ければすぐにでも転校生を受け入れるのでしょうか、お示してください。

○**清川保健体育課総括課長** 4月1日に教育委員会から発出した文書、通知では、本人にせき、発熱等の症状がないこととすとか、家族に感染者との濃厚接触者がいないことなどを確認した上で登校させることは構わない。ただし、この内容を確認できない場合には、対象都道府県に最後に滞在した日から起算して2週間の期間は登校を自粛させることとい

う内容の通知を出しております。

○千葉盛委員 なかなか難しいというか、体調が本当によければいいのですけれども、後から発熱することもあるでしょうし。これは、私からの提案ですけれども、今後流行状況とか、あとは本人の希望とか、さまざま懸念材料はありますけれども、もし可能であれば、転校生とかその家族について、岩手県として受け入れが難しい状況がある場合は、多様な検査体制も整備されてきているので、PCR検査等が行える状況にしていくべきではないかと考えるのですけれども、その辺はどのような所見をお持ちかお答えください。

○清川保健体育課総括課長 PCR検査につきましては、受診した医療機関ですとか、保健所の診断に基づき受けるものでございますが、委員御指摘のとおり、民間等の検査数もふえております。発熱等の症状ですとか、感染の疑いがあるケースに対応できる検査体制が整いつつあるものと認識しております。現時点では転校生等に一律に検査を受けさせる状況にないと捉えておりますが、今後の感染状況等によっては、そのような対応の検討も必要になってくるかと考えております。

○千葉盛委員 次に、児童生徒のマスクの着用についてお伺いしたいと思います。基本的には県教育委員会のガイドラインといたしますか、通知を参考に、学校現場でいろいろな新型コロナウイルス感染症対策が行われていると思いますけれども、その中で、マスクの着用について、実態をお伺いいたします。

○清川保健体育課総括課長 学校現場におけるマスクの着用についてでございますが、学校における新型コロナウイルス感染症対策について、衛生管理マニュアルであります、学校の新しい生活様式を周知して、これに基づいて各学校が取り組んでおります。学校の教育活動において近距離での会話ですとか、発声等が必要な場面も生じることから、マニュアルの中で、飛沫を飛ばさないよう児童生徒及び教員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいとされております。また、熱中症など健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合にはマスクを外すこと、それから体育授業においてはマスク着用の必要はないことをあわせて周知したところでございます。

○千葉盛委員 例えば小学生など自分の体調管理もままならない子供たちもいますが、市町村教育委員会も含めてですけれども、学校によっては過度なマスクの着用を求めている感じがする通知がありますし、新型コロナウイルス感染症以上に熱中症で体調を崩すのではと心配されます。

そして、最近いろいろな研究結果が出てきて、学校現場ではそんなに感染リスクは高くないのではないかとの話も出てきています。子供たちを見ていると、マスクの着用はそこまで必要ないというか、新型コロナウイルス感染症より熱中症の危険性が高いのではないかとの感じを受けているのですけれども、具合が悪くなりそうになってからマスクを外すのでは遅いものですから、マスクについてはさまざまな現場を見ながら、できるだけ着用をしなくても済む形をつくっていくべきではないかと思いますが、その辺についてお伺いいたします。

○清川保健体育課総括課長 マスクにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策としては着用したほうが望ましいとされておりますが、これから夏を迎えて、熱中症対策の面からいいますと、リスクも生じる場所であり、バランスを取っていかなければならないと思います。息苦しくなる前にマスクを外すとか、大事なことはまず生徒一人一人が自分で安全、適切な行動をとるように指導を徹底すること、それから健康観察を含めて、生徒一人一人の動き、微妙な変化もつかまえるような教員、学校側の体制も非常に重要だと思います。一律に着用すべき、外すべきと、線を引くことは、なかなか学校現場では難しいと思われれます。柔軟な対応、臨機応変な対応で、子供の安全を守る取り組みを行っていたきたいと考えています。

○千葉盛委員 では次に、学校現場以外でも、スポーツ競技大会等が開催されるようになってまいりました。さまざまな県のガイドラインも見ましたが、大会運営者は本当に慎重な対応をするものですから、マスク着用を推奨するとのことで、競技中以外のときはできるだけマスクを着用すべきであるとしていて、屋内で空調がないようなところでやらなければいけない競技等もありますし、本当に危険なのではないかと思うところもあります。周りの大人たちは、もちろんしっかりマスクを着用しなければいけないのですけれども、競技者のマスク着用については、大会運営の方々と臨機応変な対応について話し合いをしていくべきではないかと思うのですけれども、その辺について伺いたします。

○清川保健体育課総括課長 スポーツ競技大会等における競技者のマスク着用につきましてはでございますが、日本スポーツ協会は、新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインにおいて、スポーツイベントの主催者は参加者がマスクを準備しているか確認することが必要、また運動、スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話するときには、マスクの着用を求めることが考えられるとされております。

大会開催に当たっては、この基準に基づきまして、各競技団体が競技特性等を踏まえて策定したガイドラインによりまして、参加者の健康、安全面を最優先に考えた上で対応するものと考えております。

○千葉絢子委員 それでは、私からは2点伺いたします。

まずはオンライン授業の件なのですけれども、今後も感染拡大の第2波が懸念されるわけですね。きょうのお昼の速報で、東京で100人以上の感染が新たにわかったとのことで、いよいよ第2波かのような流れになっており、長期休校を余儀なくされる事態も今後出てくるかと危惧をするところなのですけれども、オンライン授業に必要なネットワークの構築、それから1人1台端末の整備が急務であることはこれまでも議論されてきて、その方向に進んでおりますが、一方で、その環境において、どんな方法でコンテンツを出していくのかも議論を始めなければいけないのではないかと考えております。

先ほどの請願などに関するところで、ICT教育に関してもICT支援員が必要ではないかと大変御心配する意見もございましたけれども、解決策として一つあるかなとは思

のですけれども、今子供たちはデジタルネイティブと呼ばれておりまして、生まれながらに電子機器が生活環境の中にあるわけで、うちの子供も実はプログラミング学習の際に、スクラッチという全国各地からアクセスできるサイトを使って、今はもう、入り方だけ教えたら、ローマ字入力もその場で何となくやりながら、8歳ですけれども、勝手に楽しんでおります。なので、そういう子たちを教える先生たちもICTにある程度詳しくないと、子供たちは先生の言うことを聞かなくなってしまうのです。なので、その方法を教えれば、あっという間に子供たちは自分でアレンジしてやっていくわけで、民間企業でさえオンライン会議、市町村議会でもオンライン議会を導入して、紫波町でも会派の会議をやっているという方々もいらっしゃいますし、どんどんこの流れは強くなっていくのだろうと思っております。

こうした中、奈良県では県内の国公立学校が同一ドメインで利用できる環境、G Suite for Educationというシステムを用意しました。小中高の学校と特別支援学校全ての教員と児童生徒が共通のクラウドプラットフォームで学ぶ環境を整えたと、5月ですけれども、報道がありました。住んでいる地域、家庭の環境、自治体や学校の規模に関係なく、全ての子供たちにひとしく学ぶ環境を提供して、教員の情報交換ですとかデータの共有、研修も全県で行うことができる画期的なシステムで、これは現場の煩雑な事務の作業とかも大分軽くしてくれる画期的なシステムだと私は思っております。これは、県内の公立学校、小学校から中学校、中学校から県立高校に進学してもずっと使えるのです。先生方も、異動してもそのドメインを持っているので、県内の学校に異動になれば、どこでも使えるというシステムで、大変有意義であります。

四国4県に匹敵する面積の岩手県も、県教育委員会、そして我々議員も、こうした奈良県の取り組みに倣うべきところがあると思っておりますけれども、今後のオンライン授業の方向性として、地域ごとにシステムをそれぞれつくるのか、それともこの奈良県方式で、全県で一緒にコンテンツを共有できる仕組みをつくっていくのか、それは恐らく高校の遠隔授業による小規模校の維持にも大変役に立ってくると私は思うのですけれども、このような議論を始めるのか、お考えを伺いたいと思います。

○須川高校教育課長 オンライン授業のあり方について、県立学校には本年度より、マイクロソフト社が提供するオンライン会議サービスであるチームズというものがあります。それを全教員が利用できるよう環境を整備しております。臨時休業の場合においては、自宅にいる生徒とオンラインで指導等を行うことが可能でございます。

また、今年度の卒業を控えた3学年につきましては、県立学校が長期の臨時休業となった場合に備えて、令和2年度補正予算において、授業動画等のオンライン学習支援サービスを利用して、家庭でも学習を継続するための経費を計上したところでございます。

令和2年度、今年度の9月以降のできるだけ早い段階で整備して使えるように準備を進めております。

将来的なオンライン授業やオンライン学習支援サービスの利用促進については、今年度

において全県立学校にWi-Fi環境が整備されることとなっております。そのことから、いわて学びの改革研究・普及事業の成果や、今お話もありました奈良県の例や、さまざまな県の例もありますので、他県の先行事例も踏まえて引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

○千葉絢子委員 ありがとうございます。G Suite for Education、かなり有効な手段だと思っておりますし、北海道でも遠隔授業が進んでおりますし、本県ですと軽米町が早めに電子黒板とかを取り入れて、独自に小学校、中学校から1人1台端末を実現して、かなり先進的な取り組みをしております。文教委員会でもぜひ視察に行きたいと思っているところなのですけれども、実際、東京大学への入学者が出たりという実績にもつながっておりますし、地域によって格差を生まないためにも早めの整備と、それから議論をしていただきたいと思います。

それから、スタディサプリを9月以降使えるようにしていると把握しておりますけれども、特に受験生にとって、やはり情報が足りないということ、どうこれからなっていくのかと不安の中で大学受験を迎えていきますので、ぜひ早めにきめ細かく学習環境を整備してあげてほしいと思っております。

次に、高校の魅力化促進事業について伺います。先日本会議でも答弁がありまして、今年度28校で実施されていると伺っております。特に東日本大震災津波以降、復興教育などによりまして、傷ついたふるさとをいかに復興させていくか、自分たちのこの手で頑張っていこうという子供たちがふえております。ただ一方で、生活していく上では、自分のやりたい仕事とか所得を得るために、ふるさとを捨てなければならない子供たちもいて、今人口の社会減は年間5,000人前後で推移している非常に危機的な状況になっております。ただ、その子供たちも、やはり地域の構成員の一員であるとの意識を持ってもらうために、卒業するまでにどれほど地域と深くかかわってくれるか、そしてその機会を我々大人が提供できるかにかかってくると思っております。

この高校の魅力化促進事業、全国でも珍しい、大変有意義な取り組みと私も評価しており、この28校以外にも、大槌町と大槌高校の取り組みとか、あとは大船渡学と言われる大船渡高校の取り組みで、全国からも非常に注目をされているものがあるわけですが、一方で、進学校の子供たちにとっても、やはり卒業後県外に進学していく子供たちが大半です。そのまま大手企業だったり、国家公務員だったり、それから、戻ってきて地方自治体の職員として頑張ってくれる子供たちもいるわけですが、岩手のみならず、国内や海外で活躍する人材として育った後も、いかに岩手に貢献してもらうかなのです。例えば医師になって岩手に帰ってきている、大企業をつかって本社機能を岩手に置いていただくとか、それからふるさと納税を岩手にしてくれるとか、そうやってたくさんの選択肢を持った人材に育つような優秀な人材を生み出す、国外ともつながれる人材を生み出す、進学校出身者だとしても、ぜひふるさとを振り返り、自分の将来、ふるさとにかかわるために貢献できる人材になってほしいという願いが私は強いです。

昨日も一般質問で取り上げさせていただきましたフードバンク岩手、あそこは毎年、長期休みになりますと、要請のあった家庭への支援を、盛岡第一高校とか盛岡第三高校の子供たちにボランティアで手伝ってもらおうそうです。例えば家族に大人2人、子供、小学生、中学生がいるとか、ひとり親で子供が3人いるとか、そういう場合、どういう食材が必要なのかを家庭ごとにアレンジして梱包作業をするそうですけれども、そこにあえて進学校の生徒がかかわることによって、将来福祉政策などどのようなことが必要なのか、岩手のこの状況をどうしたらいいかを考えるきっかけにしてほしいとフードバンクではお話を聞いていました。私立高校に比べて魅力づくりに乏しいと言われる県立高校、進学校にも、ぜひこの高校の魅力化促進事業を展開して行ってほしいと切に願っておりますが、今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

○須川高校教育課長 今委員から御指摘がありましたふるさとを愛する教育についてでございますが、各学校におきまして、いわての復興教育プログラムに基づいて、地域の実情に応じ、家庭、地域、関係機関、団体等と連携し、地域や人とのかかわりを重視して、絆の大切さや社会参画に関する学習等により、地域に誇りや愛着を持った児童生徒の育成に取り組んでおります。

また、今年度から小規模の県立高校28校による高校の魅力化促進事業を立ち上げ、高校生への地域理解の学習活動を行っております。事業指定校を含む各学校では、地域と協働しながら、総合的な探求の時間等を活用して、自分の住んでいる地域の課題を解決する探求活動を行っており、生徒は、この学習等により自分の住む地域に対する当事者意識を持ち、地域の取り組みに参画していくことにつながると考えています。

県教育委員会といたしましては、いわての復興教育プログラムや高校の魅力化促進事業等を通して、全ての高校において、地域を理解し、ふるさとに誇りと愛着を持ち、岩手で、世界で活躍できる人材の育成に取り組むことができるように引き続き努めてまいりたいと考えています。

○千葉絢子委員 ありがとうございます。ふるさとを愛する教育というのが社会減に歯止めをかける、子供たちにとって一番大きな役割を果たしてくれるだろうと私も期待をしておりますので、教育委員会のさらなる挑戦を期待申し上げて終わります。

○斉藤信委員 最初に、議案第6号義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について連合審査できませんでしたので、教員の働き方改革にかかわってお聞きをしたいと思います。

この条例改正は、業務量の適切な管理等に関する指針の策定に基づいて、時間外勤務時間を月45時間、年間360時間と教育委員会の規則で定めようとするものであります。そこで、今の教員の勤務実態についてお聞きをしますが、時間外勤務が、45時間を超える教員の実態、80時間、100時間を超える教員の実態はどうなっているのでしょうか。

○山村参事兼教職員課総括課長 勤務時間の状況でございます。昨年度の状況であります。45時間以上の教員の割合は27.5%、80時間以上の教員の割合は8.8%となっております。

○齊藤信委員 今の27.5%、8.8%とは小中高を合わせて、県立学校だけですね。実数を言ってください。

○山村参事兼教職員課総括課長 実数については手元に資料はございませんが、割合は先ほどご説明したとおりの割合となっております。

○齊藤信委員 人事委員会の調査のデータと比べると、県教育委員会の数は少なく出るのはすけれども、それが不思議でならないのだけれども。いずれにしても45時間以上というのが27.5%、80時間は8.8%、10%近い、10人に1人弱ぐらいのところでも過労死基準を超えると、こういう状況であります。そこで、教育委員会規則に月45時間、年間360時間と規定した場合、どういう効果が見込まれますか。

○山村参事兼教職員課総括課長 今回の条例改正に合わせて、県教育委員会では教育委員会規則を新たに定める予定としております。その規則では、県立学校教員の勤務時間から正規の勤務時間を除いた時間の上限を45時間、年360時間の範囲内とするために、教育委員会が業務量の適切な管理を行う旨を規定する予定としております。これを実現するため、県教育委員会といたしましては、既に策定し取り組んでおります働き方改革プランの取り組みをより一層進めていきたいと考えております。

○齊藤信委員 この間タイムカードも実施をされて、私に取り上げていた範囲では、教員の勤務時間は減少するところがふえてきたと思っていますけれども、実態はどうですか。

○山村参事兼教職員課総括課長 働き方改革プランに基づきまして、例えば学校閉庁日の設定、各種学校行事の見直しなどを進めております。勤務時間の状況については、確かに平成30年度及び平成29年度はそれぞれ前年度よりふえましたが、平成30年度は、80時間以上の職員の割合が9.6%でございました。これは、令和元年度には8.8%になりまして、平成30年度から取り組んでいる働き方改革の取り組みの成果がやや出始めていると考えております。

○齊藤信委員 今まで規則がなかったものが定められることは、一歩なのか、半歩なのか前進だと思いますけれども、肝心なのは民間の場合には月45時間、年360時間を超えると罰則があるのです。実行する上で、そういう強制力があるのです。ところが、教員の場合には、地方公務員もそうなのだけれども、罰則なしなのです。ましてや教員の場合には超過勤務という規定がないために、45時間働いても、それを超えても、超過勤務手当が全く出ない。守るメリットがないのです。

だから、そういう意味でいくと、これは公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法という国の法律自体が重大な欠陥を持っているのです。超過勤務という概念をなくしてしまった。これは1970年代に、当時の残業時間を算定して教職調整額の率を4%にしたのですが、今はもうその2倍、3倍の超過勤務をしているわけです。だから、私は法律の根本的な欠陥だと思うけれども、やっぱり規則で定めるのだったら、それにふさわしい強制力がないと、私はこの条例に基づく規則も欠陥なのではないかと思います。拘束されているのは7時間何分ですか、やはりもう教員も労働者と同じようにそれを超え

たら超過勤務と、超過勤務手当の対象と私はすべきだと思うけれども、これについていかがですか。

○山村参事兼教職員課総括課長 今回の法律改正、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に当たっては、国では中央教育審議会の答申を受けております。中央教育審議会の中で議論もされております。中央教育審議会の答申の中では、現在の長時間勤務を是としたまま、直ちに現行の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の規定する超過勤務予防規定の廃止であるとか、教職調整額の見直しなどを行うのは現状を追認する結果となり、働き方の改善につながらないのではないかと。また、日々変化する目の前の子供たちに臨機応変に対応しなければならない学校において、現実的に対応可能かなどの観点を踏まえる必要があるとの議論があり、結果的に国では法改正等の対応は取らなかったと承知しております。

○斉藤信委員 政府の見解を代弁したって答弁にならないのです。国に強く求めるべきだったのではと聞いているわけだから。大体80時間を超えて働いても、超過勤務手当が1円も出ないなんていうことは異常でしょう、命をかけて働いているときに。それで、実は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正の中には1年単位の変形労働時間制の適用というものがありません。今回の条例改正の中にはそれが入っておりません。そもそも、先ほど答弁あったように、45時間以上、27.5%、80時間以上は8.8%という、これだけの超過勤務、長時間労働が実態ある中で、変形労働時間制は全く導入する前提根拠がないと思うけれども、簡潔に答えてください。

○山村参事兼教職員課総括課長 法改正の中で取り上げられている1年単位の変形労働時間制については、国から運用についての通知があるとのことですが、まだございません。国からの通知内容を確認し、慎重に検討したいと考えています。

○斉藤信委員 私の質問に答えてほしいのよ。国の指針があるか、ないかではなくて、これだけの長時間労働の実態があったら、変形労働制を導入する前提がないでしょうと聞いているのです。わかっているでしょう、私が聞いていること。聞いていることに答えてください。簡潔に。

○山村参事兼教職員課総括課長 繰り返しになりますが、今回の変形労働時間制について、その具体的な内容についてはまだ国からの通知がございませんので、国の通知を確認して検討したいと思います。

○斉藤信委員 労働基準法では、そういう長時間労働の実態があったら、導入できないと聞いているのです。わかっているでしょう。試験だったら、あなたの解答は0点ですよ、私の質問に答えていないのだから。これは指摘だけにとどめます。

次に、学校における新型コロナウイルス感染症の感染対策について簡潔に聞きます。先ほども質問ありましたけれども、マスクの着用と熱中症対策、これはどう実際に取り組むのか。

二つ目、小中学校、高校の修学旅行の計画は具体的にどうなっているのか、中止したと

ころがあるのか、ないのか、どういう形で変更になっているのかを示してください。

三つ目、就職対策について、新型コロナウイルス感染症拡大の中で経済も大きく落ち込んで、そして高校生の求人もかなり大幅に減っています。しかし、リーマンショックのときに県内就職率が一番高かったのです。だから、県内も厳しいのだけれども、こういうときこそ、県内就職率を高める好機と、こういう立場で今まで以上に取り組みすることが必要なのではないかと思います。この3点、簡潔に教えてください。

○清川保健体育課総括課長 感染症対策と熱中症対策についてでございますが、熱中症対策については、毎年県立学校等に対し、小まめな水分や塩分の補給をすること、休憩をとること、熱中症の疑いがある症状が見られた場合の適切な対処等について、万全の対策を行うよう周知しているところです。今年度においては、この熱中症対策と新型コロナウイルス感染症対策をあわせて進めていかなければならない状況にあります。マスクの着用に関しては、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合にはマスクを外すように指導するなど、熱中症への対応を優先することとしております。児童生徒が自身の判断で適正に対応できるような指導の徹底についても通知したところでございます。

○小野寺義務教育課長 小中学校、高校の修学旅行についてであります。県立高校については、現時点では一部行き先等を検討している学校もありますが、延期や中止の情報はありません。実施する方向でございます。小中学校におきましても、現時点では中止の判断はなく、延期は小学校が302校中7割程度、中学校は151校中6割程度であります。

○木村学校調整課総括課長 新規高卒者の就職の対策についてであります。新規高卒者の求人情報は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により県全体で求人件数、求人数ともに減少となっております。また、今年度はウェブによる説明会や採用試験を検討している企業があるとの情報もあり、各学校において可能な限り対応する必要があると考えております。

生徒が企業について理解を深めることは、就職希望先を決定する上で重要であることから、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行いながら、企業説明会への参加や企業訪問の実施が望ましいと考えております。県教育委員会としては、岩手労働局や各地域のハローワーク、各振興局の就業支援員等と連携しながら、情報収集と情報共有に努め、状況に応じながら生徒の就職を支援していきます。

○斉藤信委員 マスク着用と熱中症対策ですけれども、熱中症対策を優先してという答弁があり、スポーツの各競技団体についての答弁も先ほどあったのだけれども、マスクの着用については会話がなかった場合には外してもいいということでしたが、これを個々の生徒の判断にしたらできないですよ。だから、やっぱり担任教諭だとか教科の先生方が状況を見ながら、会話のない状況であれば、マスクを外すこと指示しないと私は大変だと思う。そういうことが定着してくると、子供たちもどういうときに外せばいいのか判断できるようになると思うので、そこはぜひ柔軟にやっていただきたい。

最後に、三つ目のテーマですが、子供の貧困対策に関し質問をいたします。子供の生活

実態調査について、かなり長時間かけて大変分厚い報告書が出されました。そして、環境福祉委員会で報告されたと思いますけれども、調査に基づいて作成された、子供の貧困対策の推進計画、岩手県子供の幸せ応援計画がほぼ最終案の段階だと思います。私がここで大変注目したのは、子供の授業の理解度に関する調査なのです。中央値、言わば収入の中央値の2分の1未満の場合、全体がわかる、大体がわかる子供は71%です。そうすると、3割はよくわからないのです。中央値未満、これは74.4%がわかる。中央値以上は83%。ですから、やっぱり所得水準で教育格差が既に明確に現れていると思います。特に中央値の2分の1未満は、約3割がわからないということは極めて深刻だと思います。

そこで、重点施策の第1がどうなっているかということ、子供の授業の理解度に関する支援、教育の支援ということなのです。そこでは、家庭で落ち着いて学習できる環境をつくることとあわせて、学校において、子供が家庭環境に左右されることなく学力を身につけることができるよう、確かな学力を育成するためのきめ細かな指導を推進しますとなっています。約3割近くの子供がよくわからないという深刻な実態をどのように捉えているのでしょうか。SDGsの立場からも私は学校の役割、責任は極めて重要ではないかと思いますが、本当に誰一人取り残さないようにするために、学校ではどう取り組まれようとしているのでしょうか。

○中川学校教育課総括課長 子供が家庭環境に左右されることなく、確かな学力を育成していくためには、わかる授業を全体的に推進していく必要があります、県教育委員会ではいわて県民計画において、学校の授業がよくわかる児童生徒の割合を指標として掲げ、研修会や訪問指導等により、子供たちの実態や、つまずきに応じた授業改善の推進に取り組んでいるところであり、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、基本的な生活習慣の定着と基礎学力の向上を図るため、市町村立小学校にチームティーチングや補充学習等を行う指導員を配置しており、きめ細やかな指導体制の充実に取り組んでおります。

加えて、GIGAスクール構想により、小学校におけるICT環境が整備される中、児童生徒の定着度等に応じた個別最適化された学びの推進につきましても、市町村教育委員会と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 時間がないので、ちょっと突っ込んで聞けないのが残念なのだけれども、もう一つ大事な質問がありますので次に行きますが、実はこの貧困対策、教育政策の第2は子供の就学に関する支援で、ここではスクールソーシャルワーカーの配置が提起されています。

私は、この間、県立大学に行って話を聞いてきました。県立大学の社会福祉学部では、今、スクールソーシャルワーカーを養成しているということです。これは修士課程卒、大学院卒で来年度から供給できるとのことです。恐らくこれは岩手県と県立大学の話し合いを通じて、県立大学でソーシャルワーカーの養成に取り組んできたと思います。実は、この社会福祉学部では児童福祉士も養成して、最近大量に岩手県に児童福祉士が採用されて

います。このように大きな役割を果たしています。

私は、こういう時期にこそ、スクールソーシャルワーカーを専門職として、思い切って採用、配置すべきだと思います。福岡市教育委員会は、69名のスクールソーシャルワーカーを配置しています。これは特別多いわけではないのです。中学校区に1人、これが国の方針です。国の方針に基づいて福岡市は69名、スクールソーシャルワーカーを中学校区に配置している。私はそういう規模で配置をすべきではないのかと思いますが、今の実態を含めて、このスクールソーシャルワーカーの今後の見通しについて示していただきたい。

○木村学校調整課総括課長 スクールソーシャルワーカーについて説明いたします。

今年度のスクールソーシャルワーカーの配置状況であります。教育事務所ごとに配置しておりまして、予算上は18人の配置としていたところですが、勤務実態と希望等によりまして、実際は21人でカバーしております。県立学校におきましては、これとは別に岩手県社会福祉士会に業務委託をする形で出張相談、電話相談等に対応いただいているのが実態でございます。

それから、今後の見通し等でございますけれども、これはスクールカウンセラーも同様なのですが、スクールソーシャルワーカーの必要性はかなり高まっておりまして、増員したいところは当然あるわけですが、協力を得られる有資格者が現在極めて限られているのが本県の状況でございます。先ほどお話ししました21人の方々でも、週フルタイムの方はいらっしゃらなくて、他の仕事を兼ねながらという形も当然でございます。そのように早期の増員は厳しい状況もありますので、数年前から岩手県立大学とスクールソーシャルワーカーの養成について協議を行って、ようやくこの4月から、当大学大学院において養成を開始してきているところでございます。

○斉藤信委員 だから、県立大学の養成に応じて配置するという話ですか。それを聞いたのです。

○木村学校調整課総括課長 配置、卒業まで、まだ2年ございますけれども、そういった卒業生を活用してまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 そこまで言わなければだめでしょう。終わります。

○柳村一委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○山村参事兼教職員課総括課長 先ほどお答えした学習指導員、スクールサポートスタッフの答弁の中で、ちょっと人数の数字が間違っておりました。訂正いたします。学習指導員は予算上47人と御説明しましたが、54人ございました。誤りでした。すみませんでした。

○小西和子委員 それでは最初に、私も訂正がございます。学習障がいと先ほど言いましたけれども、学習障がいも入っていますが、発達障がいと大部ふえているとのことで、発達障がいと議事録も訂正をしていただきたいと思います。

それでは、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正の趣旨についてお伺いいたします。在校等時間縮減のために改正されるものと考えて

おりますけれども、それでよろしいのでしょうか。

○山村参事兼教職員課総括課長 今般の改正は、教員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理のための措置を新たに定める内容となっております。

○小西和子委員 それであれば、単に働き方改革プランで、今年度は 100 時間超えをゼロにするという目標を掲げておりますが、その目標を示すだけではなくて、県教育委員会として、この業務を削減するから勤務時間をこれだけ削減するという具体的な考え方が必要だと思います。ただし、今回の新型コロナウイルス感染症対策で県教育委員会は研修を減らしました。学校公開も減らしました。現場の教員が子供たちに向かい合って対策できるようにとの配慮は本当に素晴らしいと思っております。敬意を表したいと思っております。

ただし、教育事務所、市教育委員会は、そんなことお構いなく、いつもどおりに動いているところもあります。例えば、こんなときに、学校公開の案内が次から次と届いていますという話を先日聞きました。それから、こういうときですから、教育事務所単位の出張等もできるだけ減らしたほうがいいですよとある教育事務所長に言いましたら、いやいや、やらなきゃいけないことはやらなきゃならないのですよと。なったばかりの教育事務所長ですので、張り切っているのだと思いますが、文部科学省の事務次官だったと私は捉えていますけれども、ストップをかけている管理職の頭を 180 度変えてほしいと言っていました。それを県教育委員会の皆様方は、教育事務所や市教育委員会に伝えてくださっていると捉えておりますが、途中で教育事務所、それから市町村教育委員会でフィルターがかかります。いつもと同じことをやっているところがあります。いいのだ、いいのだ、なに、岩手県は感染者がゼロなのだから、普通にやれ、普通にやれと、そんな感じのところもあることを県教育委員会は御存じかと思っておりますけれども、それであれば、実効性のある具体策が必要になってくるかと思っております。そのことについてお伺いします。

○山村参事兼教職員課総括課長 今回条例を改正し、規則も制定し、県教育委員会として働き方改革により一層取り組んでいきたいと考えておりますし、県の条例に合わせて各市町村教育委員会においても、県の規則と同様の内容の規則を定めていただくよう要請しております。それぞれの市町村教育委員会で定める規則に基づいて、各市町村教育委員会においても、これまで以上に学校における働き方改革を進めていただきたいと考えております。また、今までも会議、研修、機会あるごとに働き方改革を進めていただくようお話ししておりますが、今後も話していきたいと考えております。

○小西和子委員 今回、思い切った業務削減を県教育委員会は行ってくださいました。このような削減はやはり続けていくべきではないかと思っております。例えば卒業式、入学式はいきなりの学校休業要請のために、短時間で行う工夫をしまし、練習時間もかなり削減して、ほとんどの学校で行われました。子供たちの意見も聞きながら行った結果、多くの学校でとても充実した式であったとの話です。卒業式や入学式だけではなく、次年度以降もやはり思い切った削減を県教育委員会がリードして行っていただきたいと思うのですが、思い切った取り組みを継続していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○山村参事兼教職員課総括課長 これまでも研究指定校の精選であったり、部活動休養日の設定など、業務の縮減に取り組んでまいりました。また、今般の新型コロナウイルス感染防止対策としても、委員からお話いただきましたように研修会などを見合わせるなどしておりますし、各学校でもそれぞれ行事の簡素化等を行っております。このような経験を生かして、今後のさまざまな仕事の進め方を見直すきっかけとして、これまで当たり前のようにやってきた業務について、いま一度優先順位をつけて見直しを行うことをしながら、働き方改革を進めていくことが重要であると考えています。

○小西和子委員 よろしく願いいたします。皮肉なことですけれども、今回のこの新型コロナウイルス感染症対策で、本当に学校でやるべきことは何なのかを現場でもしっかりと考えて、子供たちとしっかりと向き合うことが一番と取り組んでまいりました。先ほど貧困対策のこともありましたけれども、向き合うことなく子供たちがいかに苦しんでいるかなんてわかるわけがないのです。今の言葉、本当に重い言葉だと思います。山村参事の言葉をぜひ実行していただきたいと思います。

次に、先ほどからICTとか話が出ておりますけれども、児童生徒にタブレットの1人1台配置が進むと思いますが、それを指導するのは教員になろうかと思えます。教員の負担がふえると間違いなく言えるのではないかと思います。そこで、先ほどから話がありましたICT支援員を配置すべきだと思います。一部には、教員に研修をして、受講した教員が現場にそれを伝えてと言っていますけれども、そんなことをしたらなかなか伝わらないことになります。その業務に精通している外部人材をぜひ現場に入れていただきたいと思えます。それはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○渡辺教育企画推進監 ICT支援員の配置でございますが、県教育委員会では、先ほども御説明をいたしました、今年度の2月補正予算において、GIGAスクール構想を活用いたしましてICT関連民間企業の専門業者への委託によりまして、全ての県立学校を対象に、年4回程度の派遣を見込んだ経費を措置したところでございます。具体的な配置につきましては、今年度の取り組み成果や各学校のニーズを踏まえながら検討していきたいと考えております。

○小西和子委員 県立学校のことは何度もお伺いしておりますけれども、市町村立学校はどのようになるのかをお聞きしたいと思えます。

○渡辺教育企画推進監 市町村の小中学校におきましても国のGIGAスクール構想を活用して、児童生徒1人1台端末の整備と併せたICT支援員の配置について、それぞれの市町村教育委員会において検討されているものと考えております。

○小西和子委員 ぜひ各校に配置されるように働きかけをしていただきたいと思えます。そうでなければ、この事業が教育改革、働き方改革に逆行してしまいますので、よろしくお願いいたします。

次に、宮古商工高校の校舎制統合への検証についてお伺いいたします。統合について、さまざまな問題が県教育委員会にも上がってきていると思えますけれども、統合までの準

備期間に問題になったことは何か、校舎間の移動などさまざまな問題が予想されていたが、実際はどうか、ほかに問題になっていることは何か、現場からの率直な意見を収集したのかまでお願いします。

○木村学校調整課総括課長 宮古商工高校の統合についてでございます。

統合までの課題ですけれども、宮古商工高校は、既存の工業高校と商業高校の校舎及び施設設備等を活用する本県初となる校舎制により統合したものです。校名あるいは校歌、生徒の学習内容、学校行事や部活動に係る校舎間の移動への対応等、教育環境の整備が大きな課題だと捉えております。

これらの課題に対しましては、平成 28 年 11 月から令和 2 年 2 月にかけて、両校の教員による校舎制導入検討ワーキンググループを 6 回開催した後、統合対象校の校長、PTA、同窓会、所在地の教育委員会等で構成された統合検討委員会を 7 回、さらに学校内において統合準備委員会を 11 回開催し、学校運営に係る具体の準備を行ってきたところでございます。このような会議により検討を重ねてきた結果、課題によりましてはその解決までかなり時間を要することもありましたけれども、統合に向けた準備はおおむね着実に進められてきたものと認識しております。

その課題の具体的な対応ですけれども、特に校舎間の移動のバスについて、具体的には部活動においてバスが必要なわけですけれども、リース契約におけるマイクロバス 2 台、運転手 3 名による生徒の移動を図っております。本来学校行事についても大型バス移動による予算を措置したところでありますけれども、現在のところは新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定していた行事が中止あるいは延期になり、運用の実績はございません。

今申し上げた以外にも、学校の要望に応じて、教員の校舎間移動に伴う予算の措置、あるいは副校長及び養護教諭の両校舎への配置、あるいは公印規程の改正により両校舎へ公印を据え置いております。

それから、現在の課題ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、予定していた両校舎合同の学校行事、例えば体育祭等が延期となっております。全校生徒が参加して思い出を共有する行事が実施されていない状況があったという残念な話を校長から聞いております。ただ一方では、部活動は相当人数的に充実して、昨日も宮古商工高校の野球の初公式戦があり、初勝利をおさめたようで、部活動は活性化しているという話を聞いています。従来単独チームとして試合に出られなかったサッカー一部も、商業高校からの生徒が入って、単独チームが結成できるようになった等の話も伺っております。

○小西和子委員 時間が大分超過しておりますが、現場での事前準備のことにつきまして、結局それぞれの担当者は授業等が終わった 18 時から 20 時のような就業後の時間設定にならざるを得なく、十分な討議ができなかったと聞いております。それから、既存のものを合わせるだけの発想ではなく、新しい学校を設置するときのようなエネルギーを持って行うことが必要との認識で取り組むべきであり、統合に向けた専任の人員の配置が必須

とのことでございます。それから、公印を二つ置いているからいいのではないかと思われかもしれませんが、最終的に決裁は校長が行うのです。そこが大変との話も聞いております。

時間がなくなったので進みますけれども、現場からの率直な意見を収集し、宮古商工高校での検証を経てから、校舎制での統合を協議すべきではないかと私は考えます。

次に行きます。来春卒業予定の新規高卒者向け求人受付が6月1日に始まり、県内10カ所の公共職業安定所の同日の集計数は、前年比23.7%減の716人であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で求人数が減少することが懸念される中での就職活動になります。求人情報の学校生徒への公開は7月1日、選考開始は9月16日であります。

問題があります。2020年1月から厚生労働省は、ハローワークのシステム的大幅な更新を行って、2020年度から新規高卒求人票の記載事項の見直しを行いました。賃金の手取り額をはじめ、就職希望先を決める際に重要となる項目が削除、削減されました。厚生労働省も文部科学省と連携を取らずに変更を決定してしまったと認めて、削除、削減された項目について高校生に情報提供するようにと、高卒求人補助シートの提出を事業主に要望している熊本労働局のようなところもあります。高校生の進路の保障の視点からも、削除、削減された項目について高校生や学校側に情報提供する方策を構築するように、県教育委員会も岩手労働局に求めていただきたいと思います。

先ほどの、校舎制統合について宮古商工高校での検証を経てからということと、県教育委員会も岩手労働局に情報提供を求めてほしいということへの答弁をお願いします。

○木村学校調整課総括課長 では、2点申し上げます。

今後の校舎制による統合についてでありますけれども、現在お示ししている高校再編計画の後期計画案では、校舎制統合を想定している学校もありますが、計画策定以降に統合検討委員会を設置し、実際の統合までには一定の準備期間を確保することから、宮古商工高校における校舎制の運用状況、準備状況等を十分に踏まえ、校舎制での統合の検討に反映できるものと考えております。

それから、二つ目です。高校の求人票に関することですが、高校の求人票につきましては、若者雇用促進法の施行に伴い、平成29年度からA4サイズ3枚となっていたものが、その後、学校などから2枚に収めてほしいとの強い要望があったことにより、今回ハローワークシステムの刷新とあわせて見直しが行われたものと理解しているところです。

今般の求人票の見直しを受け、他県では新規高卒者の求人企業に対し、削除された項目のうち、賃金控除額、手取り額情報や宿舍情報など4項目を記載した高卒求人向け補助シートの提出協力をお願いしている労働局があると承知しているところですが、岩手労働局では、高校生向けパンフレットの中に控除額等が計算できる求人票、賃金早見表を参考資料として加えるなどの対応をしていると聞いております。県教育委員会としては、今後も岩手労働局をはじめ関係機関と連携しながら、高校生の就職を支援していきます。

○柳村一委員長 この際、午後3時20分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○上原康樹委員 質問は二つでございます。

初めに、いわて子どもプラン（2022～2024）の最終案が令和2年6月付でございました。拝見していきまして、37ページの下に現状分析として、授業の理解度が低い子供は家で落ち着いて勉強できていない割合が高く、約半数の子供が無料で勉強を教えてもらえる場所があったら通うことを望んでいるという分析が記しております。その横に主な施策の概要とすることで、家で落ち着いて学習することが難しい環境にいる子供たちのために、市町村や民間と連携し、学習を支援する場を充実しますとあり、これはいいなと思いました。本当に今必要とされているのはこういうことだと思いました。

県教育委員会に問い合わせましたら、これを県教育委員会だけで行うのではなく、複数の部局で横断的に対処していくというお話を伺いました。その中の一つの県教育委員会の向き合い方として、放課後子ども教室事業というのがあるのです。生涯学習文化財課が担当と記しております。放課後や週末などに小学校の余裕ある教室などを活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちに学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供するものとありますけれども、具体的にもう少し現実的な観点からどういうものになるのか御説明いただけますでしょうか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 放課後子ども教室についてでございますが、落ち着いて学習できる環境にない子供と限ったわけではございません。希望する全ての子供たちを対象といたしまして、放課後や週末等に公民館や小学校の余裕教室を活用しながら、さまざまな地域の方々の参画を得て、体験交流活動、学習活動を行う事業でございます。例えば読み聞かせとか、昔遊びとか、子供たちのスポーツ活動、また、本来家庭で行うべき家庭学習とかの支援を各市町村において、国庫補助事業等を活用しながら、今年度の計画で24市町村、109教室、実施されることとなっております。

○上原康樹委員 お話を伺っていると、地域の方の、これはある意味、ボランティアが必要になるわけですね。今、ただでさえ、こうしたことに参加してくださる方が少ない中で、どうでしょうか、スタートしてみて、御苦労や不安はないですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 昭和40年以来、継続して行われております教育振興運動という本県独自の教育運動がございまして、この半世紀以上にわたる学校、家庭、地域の連携は脈々と受け継がれているものと考えてございまして、その意味におきまして、この放課後子供教室におきましても、地域の方々の協力を得る一つのツールとなっているものと考えております。しかし、委員御指摘のとおり、地域の方々の参画を得る点が課題となっている地域も多くございますことから、その点について学校と地域の連携、協働を進める中で、より活性化を図っていきたくと考えております。

○**上原康樹委員** 学校と地域の連携と言いますけれども、学校の教員の方々はもうぎりぎりいっぱい、目いっぱいの状態の中で、まさかこの放課後のサポートにかかわって、また一つ大きな仕事を背負ってしまうなんてことはありませんか。

○**藤原生涯学習文化財課総括課長** 先ほど申し上げましたとおり、基本的には地域住民の参画によりまして実施されております。なので、放課後の子供たちの安全、安心な居場所が確保される点におきまして、教員の負担軽減にもつながっているのではないかと存じます。

なお、教育振興運動では、学校、家庭、地域等とそれぞれの役割を明確にし、学校には学校の役割、家庭には家庭の役割、地域には地域の役割の分担のもと、行っておりますので、そういった面でも負担軽減になっていると考えております。

○**上原康樹委員** 今後こうした場をさらに拡充していくような計画で行っているのでしょうか。

○**藤原生涯学習文化財課総括課長** 本県におきましては、放課後子ども総合プランの形で、保健福祉部との連携の下、放課後児童クラブや、当課で行っております放課後子ども教室など、公的な居場所を各小学校区に一つ以上設置していこうとの目標を持ちながら取り組んでおります。

○**上原康樹委員** 一方で子供食堂は、民間の中から必要に迫られて活動が拡大してきましたけれども、こちらは県教育委員会ですとか、県ですとか、自治体から発生していった発想で、とても実情に即したい活動だと思いますので、ぜひもっともっと拡大して行ってほしいと思います。

次です。ILCによる地域振興ビジョン、一見、県教育委員会とあまり関係がないように見える冊子ですが、実はILCはハード面だけでなく、その研究者たちの家庭環境、生活環境が大変重要になります。中でも外国人研究者の子弟、お子さんの教育をどうするのか、こここのところがしっかりしていないと、このILC誘致自体が足元から崩れかねないとの印象で見えております。

この冊子を拝見してみますと、外国人子弟の数はILCの誘致が決定した場合、ILCの運用が始まるころには400名を超えると想定されると記してあります。地域の学校などの教育機関において受け入れの対応が必要になってくると、簡単に、さらっと書いてありますけれども、難しいですね。

言葉の問題がまずあります。カリキュラムの問題があります。そのうち、中学、高校の3年生は受験も出てきます。外国人の子弟の人生がかかる問題でございます。こうした中で、県としては、もう既にILCに向かって、実現に向かってばく進している状態ですから、もちろん県教育委員会もこの辺の問題は具体的に想定を始めていることと思います。今、どんなプランを立てて、これから進めていこうとしているのでしょうか。

○**小野寺義務教育課長** ILCにかかわる子弟の教育についてであります。県内の学校にとっては、外国人児童生徒の受け入れを通じて、子供たちの国際理解や異文化理解等が促進

されることとなり、意義深いものと捉えております。また、外国人研究者子弟に対する教育環境の整備は、I L Cを通じた科学技術の理解増進とともに、次代を担う人材育成にもつながると認識しております。

これまで県教育委員会は、外国人児童生徒の個々のニーズに対応するための教員加配や、特別の教育課程による日本語指導の推進、また日本語指導に関する教育研修等に取り組んできているところであります。今後は、岩手県がI L C推進本部内に今年5月に設置した外国人研究者等子弟の教育分科会におきまして、県教育委員会も構成員の一員として議論を進めていくとともに、大学等の関係機関や市町村教育委員会と連携を図りながら、環境整備を推進していくこととしております。

○上原康樹委員 ざっくり伺います。一番の難関、課題は何でしょうか。

○小野寺義務教育課長 一番が幾つかあると捉えておりますが、受け入れの場所、その住居、そして学校をつくったときの指導者の体制、もちろん先ほど御指摘いただきましたカリキュラム、さまざまな言語の研究者が来ると捉えておりますので、それぞれの言語全てに対応できるかどうか、どういう準備をすればいいのかをゼロベース、と同時に、これまでの岩手県で外国人の児童生徒を指導してきた経験等を加えながら進めてまいりたいと考えております。

○上原康樹委員 そうした問題の解決、一つ一つ、その時々、大いに発信をしていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○小野寺義務教育課長 先ほど申し上げましたI L C推進本部内の議論のところで、具体的な子弟の教育のあり方について、県教育委員会サイドとしての課題認識を議論していきたいと考えております。

○上原康樹委員 I L C計画は非常に高度な地域づくりの事業だと思いますので、慎重に、そして確実に、この子弟の教育の問題を解決した上で、I L C誘致と初めて言えるものだと思います。その辺の意識をお持ちいただいて取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、8月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務調査を行いたいと思います。調査項目については、令和3年度県立学校の編制等についてといたしたいと思います。

また、次々回、9月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、県民会館における新型コロナウイルス

感染症の感染防止対策についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ございませんか。

○**斉藤信委員** 次々回のところで県民会館の新型コロナウイルス感染症対策と言うのだけでも、あまり見るべきものはないのではないかと思います。

○**柳村一委員長** 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**柳村一委員長** 再開します。

次回につきましては、令和3年度県立学校の編制等についてといたしたいと思います。また、次々回については、県民会館における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 異議がないようでございますので、さよう決定いたします。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。